

平成25年第4回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年12月12日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

書 記 鷺 見 良 子  
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君  
副 市 長 佐々木 雅 之 君  
副 市 長 久 保 和 幸 君  
教 育 長 小 野 浩 一 君  
総 務 部 長 扇 谷 茂 幸 君  
市 民 部 長 中 村 勝 己 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経 済 部 長 高 橋 光 男 君  
建設水道部長 長 内 和 明 君  
教 育 部 長 鈴 木 邦 輝 君  
市立総合病院 松 島 佳 寿 夫 君  
事 務 部 長  
市 立 大 学 鹿 野 裕 二 君  
事 務 局 長  
営 業 戦 略 室 常 本 史 之 君  
長  
上 下 水 道 室 齋 藤 一 彦 君  
長  
会 計 室 山 崎 真 理 子 君  
長  
監 査 委 員 手 間 本 剛 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 奥 村 英 俊 議員  
3番 上 松 直 美 議員  
4番 大 石 健 二 議員  
5番 山 田 典 幸 議員  
6番 川 口 京 二 議員  
7番 植 松 正 一 議員  
8番 竹 中 憲 之 議員  
9番 佐 藤 靖 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 佐々木 寿 議員  
12番 駒 津 喜 一 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
19番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏  
書 記 山 崎 直 文

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1 番 川 村 幸 栄 議員

9 番 佐 藤 靖 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

行財政運営について外3件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） おはようございます。ただいま議長より御指名と発言のお許しを得ましたので、通告に従い質問いたします。

第1点目は、行財政運営について伺います。事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業の不祥事が相次いで明らかになり、これがため法令違反行為を労働者が通報した場合に解雇等の不利益な取り扱いから保護し、事業者のコンプライアンス、法令遵守経営を強化するため、平成18年4月に公益通報者保護法が施行されました。本市においても公平、公正でクリーンな市政運営を確保し、市民の信頼に応えるためにも内部職員からの通報を処理する仕組みを整えるべきと考えます。そこで、公益目的通報並びに不当要求の対応の見解について伺います。

まず、公益目的通報について伺います。市の事業等において万が一法令違反行為や人の生命、身体、財産などに重大な影響を与える行為があった場合、これらを知った職員等が通報できるような根拠を持つておくべきと考えます。これは、不適正な行政運営を未然に防止し、このような事態が

発生した場合にはできるだけ早く、かつ適切に対応し、再発防止を図ることが期待できると考えます。このことによって、真に市民に信頼される市政を確立し、市民の公共的な利益を保護することになると考えますが、見解を伺います。

次に、不当要求の対応についてであります。職員の公正な職務の執行を妨げる行為、いわゆる正当な理由がなく特定の者を有利または不利に扱うよう求める行為や特定の者に義務のないことを行わせたり、権利の行使を妨げようとする行為、あるいは執行すべき職務を行わないことや定められた期限までに行わないことを求める行為をしたり、職務上知り得た秘密を漏らすことを求める行為をしたり、職員の人事の公正を害する行為をしたり、法令に違反することまたは職員の職務に係る倫理に反することを求める行為をしたり、暴力や乱暴な言動、その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為等に対して適切な処置に対応する根拠を整えるべきと考えますが、見解を伺います。

2点目に、雇用広報活動について伺います。Uターン情報の発信についてであります。進学などで市内を離れた若者に対して市の情報、市発行の広報紙や市内企業への就職面接会の予定、企業の求人情報、市内のイベント案内などを定期的に郵送する等、地元の情報を提供してUターンあるいは友達などとともに地元に戻ってくるIターンのきっかけを積極的に推進して、人口減少や高齢化に歯どめをかけ、市の活性化の一助になると考えますが、見解を伺います。

3点目は、防災、消防について、イベント屋台の安全管理について伺います。京都府福知山市の花火大会会場で8月にあった爆発死傷事故を受け、総務省消防庁は野外イベントで火気を使用する露天商や主催者に消火器の配備などを義務づける条例制定を求めています。当市は、さまざまな野外イベントが行われておりますが、福知山の事故を教訓とし、野外イベント会場等での火災はもと

より、安全管理を確立しておくべきと考えます。どのように対応されるのか伺います。

次に、防災共同訓練の成果について伺います。9月に河川氾濫による災害時、名寄川に隣接する旭栄区町内会は水害被害が予想されるが、一方で高台に位置する高見地区では緊急時に避難者の受け入れ側となることが予想されることから、相互の町内会の共同防災訓練が行われました。有意義な訓練と成果があったことと推察するわけですが、主な成果について伺います。

4点目は、介護福祉について、介護職の人材育成について伺います。近年の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保などが喫緊の課題となっております。特にこれらに対応するため、より多くの介護人材の育成は今後ますます重要になってまいりました。しかしながら、全国的には一定の職場に定着している職員は比較的少ない傾向が見られ、人材の定着が困難になっている状況にあります。介護人材の定着状況は3人に1人で、勤務年数1年未満の新人職員においてやめる方が多いという統計がありますが、当市の介護人材の環境はどのようになっているのか、また行政として介護人材育成にどのようにかかわっていくのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） おはようございます。佐々木議員から大項目4点にわたり質問をいただきました。大項目1と3を私から、大項目2は営業戦略室長から、大項目の4は健康福祉部長からの答弁となります。

まず、行財政運営についての公益目的通報についてであります。本市におきましても新名寄市行財政改革推進計画の中で簡素で効率的な行政運営を目指して取り組んできており、市民満足度を高めるために一層の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた市政運営を心がける必要があるこ

とから、行財政の効率化、組織のスリム化による量を中心とした改革だけではなく、組織強化、人材の育成、市民サービスの向上を図るという質を重視した改革の推進につきましても具体的な取り組みを進めているところであります。現在公益目的の通報につきましては、平成18年に施行された公益通報者保護法に基づき、職員の職務に係る法令遵守の保持を適切に処理し、公益通報者の保護及び職員の倫理観の高揚を図り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的として、名寄市公益通報に関する規則、仮称であります。この制定に向けて準備を進めており、平成26年4月からの運用を目指しております。

次に、不当要求の対応についてであります。近年におきましては行政機関をターゲットに暴力行為等の社会的相当性を逸脱した手法による違法または不当な要求行為や暴力や脅迫に至らないまでも社会常識を欠いた無理な難題や理不尽な苦情、要求を執拗に繰り返し、職員が対応に苦慮するケースが発生をしております。これらの不当要求行為等に対しましては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合にもこれを受忍あるいは容認してはならないことは言うまでもありません。しかし、相手方に対する恐れや長時間の対応による精神的、肉体的疲労、通常業務に支障が生じることから、ともすると不適正な対応をしてしまい、結果として大きな問題に発展する危険性をはらんでいることから、不当要求、クレーム対応マニュアルを作成をしました。対処方法や未然防止のためのポイントの整理を行い、職員一人一人が問題を抱え込むことが決してないように、組織として毅然と冷静に対応し、適正、公正な事務事業の執行を確保し、市民の信頼に添えてまいりたいと考えております。

次に、大項目3、イベント屋台の安全管理についてであります。現在屋内イベントで火気を使用する場合は消防法や上川北部消防事務組合火災予防条例で届け出が義務化されておりますが、屋

外イベントでの火気使用は花火大会などの一部の火気使用を除き、対象外となっております。京都府福知山市の花火大会会場で本年8月におきました爆発事故を受け、総務省消防庁は野外イベントの露店等に消火器を備えるなどの防火対策の義務化を検討中であります。消防法、上川北部消防事務組合火災予防条例の所管は上川北部消防事務組合でありますけれども、名寄市としての取り組み内容をお答えをいたします。市が主催し、毎年開催されます産業まつりなどにつきましては、事前に名寄消防署と連携をし、火気の取り扱いについて注意喚起を行っているところでありますが、本年は名寄消防署が会場内において立入検査も実施したところであります。名寄消防署としましては、行事の把握をした際は事前に関係機関と連携をとり、主催者側に注意喚起のパンフレット配布を依頼するとともに、期間中におきましては出店責任者に対し、火災予防の指導を関係機関とともにを行う旨名寄市に対しましても通知を行っております。名寄市といたしましてもこの通知を受け、イベント等に係る情報を名寄消防署に提供し、情報の共有を図りながら事故防止に係る啓発を行ってまいりたいと考えます。事故後の京都府福知山市では、消防署への情報の提供や情報の共有を実施することとあわせて、火災予防上の注意喚起につきまして、ホームページ掲載、資料配付、消防団員に対しての火災予防指導の実施を依頼。広報による注意喚起を行っており、本市におきましてもこれらを参考に対応を進めてまいります。

次に、防災共同訓練の成果についてであります。本年9月18日、東地区連絡協議会による防災共同訓練が実施をされました。名寄川の氾濫による水害を想定して、旭栄区町内会の住民が高見区町内会館に避難、高見区町内会が受け入れる形で実施をされ、複数町内会主催による初の実働訓練には両町内会から合わせて42人が参加をいたしました。防災共同訓練の成果につきましては、参加者の感想の中に実際に訓練をすることで勉強

になったので、よかった、準備もまだまだ足りないものがあつたとありますように、共同訓練を通じての防災意識の高まりや実働訓練による課題の把握と対策の検討など大きな成果があつたものと認識をしております。また、東地区連絡協議会では次年度も継続して取り組むとともに、他町内会へも呼びかけての実施を予定しているなど、今後の広がりも期待されるところであります。市としては、この取り組みに対し今後とも地域連絡協議会等推進交付金によります支援を継続するとともに、本年度から開催をしております地域連絡協議会代表者会議等における情報交換等を通じ、他の地域連絡協議会への情報提供拡大も目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、雇用広報活動について、小項目1、Uターン情報の発信についてお答えいたします。

Uターン並びにIターンについては、北海道が平成24年4月からU・Iターンサポートデスクとして主にホームページによるUターン、Iターンに係る求人情報の閲覧、電話やメールによる相談窓口を開設しています。公共職業安定所では、全国地方都市のハローワークからのUターン、Iターンに特化した求人情報を集約し、東京都並びに大阪府にて地方就職支援コーナーとして全国の地方都市へのUターン、Iターンの求人情報の提供、職業相談業務を行っております。また、北海道労働局と北海道が連携して今年11月9日には東京都にて北海道U・Iターンフェアを開催し、道内企業40社が参加して合同企業説明会を実施したところです。本市の現状としては、ハローワークなよろでもUターン、Iターンに係る求人情報の集約は行っておりますが、Uターンに特化した求人希望する企業がないことから、Uターン等に係る具体的な取り組みはしておりませんが、実際に本市に移り住んで就職することについては、

大きな枠組みの中では移住、定住事業の取り組みと方向性は同じであると考えております。

佐々木議員から御指摘のございました本市を離れて他の地域で暮らすことになった方々につきましては、各ふるさと会を通じて年間3回市の広報紙のダイジェスト版を送付をしておりますが、本市の各種情報提供につきましてはふるさと会会員限定となっておりますので、コストや作業効率などを考慮し、フェイスブックやメールマガジンなど電子媒体を利用した情報発信とこれらを利用してもらうための方策などについて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目4の介護福祉について、小項目1の介護職の人材育成について申し上げます。

市内に介護職員が配置されている介護保険等のサービス施設や事業所は22カ所、介護職員の総数は319人で、うち常勤職員が75.2%、非常勤職員が24.8%となっております。厚生労働省が調査した平成23年10月1日現在の全国状況では、介護職員の総数が139万9,000人で、うち常勤職員が60.8%、非常勤職員が39.2%であり、全国と比較しますと市内事業所の常勤職員の割合が14.4%多くなっております。厚労省の推計では、平成12年の介護保険制度施行後、介護職員数は10年間で倍以上となっており、平成37年には現在よりさらに1.5倍以上必要と考えられております。また、3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来人口推計によると、65歳以上の高齢者人口のピークは7年後の平成32年で8,953人、75歳以上の後期高齢者人口では平成37年で5,371人となり、それぞれ現在より高齢者数で430人、後期高齢者数では873人の増加となっております。本年3月末の75歳以上の人口に対する介護認定者数の割合は27.94%、1,260人であり、この割

合で推計いたしますと平成32年には1,373人、現在より113人、平成37年には1,500人、現在より240人増加するものと見込んでおります。一方、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口では、現在は約1万7,400人ですが、平成32年には1万6,000人、平成37年では1万5,300人に減少する推計となっており、このことから平成37年には現在より2,100人程度減少となることから、介護を支える生産年齢人口の落ち込みが大きく、本市はもとより全国的な課題となっております。本件につきましては、全国、全道的な課題でもありますことから、今後とも国や北海道など関係機関と連携しながら、マンパワーの確保に努めてまいります。

次に、介護職の人材育成につきましては、上川北部地域人材開発センターにおいて介護職員初任者研修が行われており、平成14年度から現在まで21回の養成研修を実施し、455人の方々が受講終了しております。本研修には、名寄市立大学、市立総合病院、市健康福祉部の教職員12人を講師として派遣しているところです。また、市内の介護福祉事業者の人材確保を推進するため、商工会議所、上川北部地域人材開発センター、名寄公共職業安定所と市内の介護福祉事業所で組織する名寄市介護・福祉人材確保推進懇談会を昨年度に組織し、本市が事務局となり、今年度は11月26日に名寄公共職業安定所から状況説明や関係機関相互の情報交換を行ったところです。今後も講師の派遣や関係機関との情報交換等により、人材育成支援に取り組んでまいります。

また、中高生に対する介護の紹介も特別養護老人ホーム清峰園やしらかばハイツにおいてインターンシップなどにより介護現場を実体験する機会を設けさせていただいているところです。

職員の定着率については、市内全体は把握できておりませんが、市の介護サービス事業を指定管理者として運営している名寄市社会福祉事業団では1年未満の経験年数の職員は129人中5名と

なっておりますが、職員の定着はケアの継続や安定にもつながると考えていることから、今後も職員の安定確保に努めるよう指定管理者を指導してまいりたいと考えております。

また、市内の介護保険事業所には介護保険地域支援事業の任意事業として介護給付等費用適正化事業において介護支援専門員だけでなく、介護職員等の介護サービスを担うスタッフ全体に対して専門機関への委託により多くの実績を持つ社会福祉士や理学療法士などによる相談、助言の機会を平成21年から実施しており、今後も事業を継続してまいりたいと考えております。

最後に、介護ボランティア等の育成につきましては、地域包括支援センターが設置された平成19年度から介護予防サポーター養成講座を開催して、現在まで48人が受講、また平成20年度から開催した認知症サポーター養成講座では、426人が受講し、それぞれ地域において町内会の元気会活動や声かけ、見守り等により認知症の初期の対応を行っていただいているところです。今後もこれらサポーターの養成講座を実施しながら、介護ボランティアの育成と安心して暮らすことのできる地域づくりに努めてまいります。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。何点かについて再質問または確認をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、行財政運営からの公益通報、それから特定要求行為等の報告についてでありますけれども、実は先般私どもの市政クラブで福岡県の筑後市に視察研修をしてまいりました。そのときに先ほどの1項めで質問した公益通報、それから特定要求行為等の報告、これについて研修したわけでありますけれども、筑後市ではこの法令を条例で一応示しております、この条例はいわゆる筑後市の第5次筑後市行政改革大綱実施計画の中

に基づいて制定したものでありまして、市民に信頼される市政を確立して、市民の公共的な利益を保護することなどを目的とした条例であります。その条例がまず職員が果たすべき基本的な倫理原則を明確化しています。そして、職員などが市の事案に関して法令違反などを発見した場合、これらを通報する、いわゆる内部告発の手続、あるいは先ほど言いました暴力や乱暴な言動などによる市の不当要求行為に対して組織的に対応するための仕組みを定めています。これが条例として定めております。本市は、今取りかかっているというのは規則ということでございましたけれども、効力のある内容としては筑後市法令遵守の推進等に関する条例というふうな名称になっておりまして、これは先ほど言いました、御答弁にもありましたように、本当にみずからの所属する組織の不正を通報するというのは非常に勇気が要ることです。その通報によって不利益を恐れてなかなか通報できないという状況を解消するためにも、確かに条例という部分では効果があるのだろうと私は考えて今回質問に立ったわけです。その中でちょっと確認しておきたいのですが、来年の4月以降ということなのですけれども、この筑後市の条例で市民からの通報も対象になっているのですが、そういう中身のことも今回の制度には入っておられるのですか。ちょっとその辺確認したいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今答弁させていただきましたとおり、私どもも来年の4月からぜひ実施をしたいということで、既に公益通報に関する規則を煮詰めている最中でございます。確かに筑後市の例もございましたので、私どもちょっと研究させていただいておりますけれども、筑後市ではコンプライアンスという形で全て包括した形で条例制定をなさっていると。そして、私どもはこれまでも名寄市職員倫理規程を持っておりまして、倫理規程とあわせて別に規則として公益通報に係

る部分も策定をしたいというふうに考えておりました、そういう意味では少し分かれた対応になっている。当面はならざるを得ないような形になっているという認識を持っておりまして、それで公益通報に係る部分で市民からの通報ということも入っているということでありましたけれども、今私どもが考えておりますのはあくまで内部における、1つ規範を示したいということもちょっとありまして、庁内における公益通報に係る部分を中心に実は精査をさせていただいているということでもあります。まだ若干時間がございまして、もう少し中身を詰めて、今御指摘のあったような部分を含めてどういった織り込みが可能か、この辺につきましてもぜひちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 今質問いたしましたのは、やはり通報できる人、あるいは通報される人、それはどのような対象になるかということだと思うのです。それで、例えば市の関係する事業等において、これについてはやっぱりそういう市民からの通報も必要なのではないのかなというふうに考えるわけです。その範囲というのが例えば内部というのはどういうふうな部分か、今の段階でちょっとわかりませんが、後で説明をいただきたいと思っておりますが、内部というのは筑後市の場合にはあらゆる職員はもちろんのこと、それから第三セクターのもの、市にかかわる、行政にかかわる業務をやっているところ、全部含まれています。それは、あらゆるところからの場面で、そういういろんな問題あるいは事案等が出てくるのだと思いますので、その辺を通報できる人、あるいは通報の対象とするものは何かということを明らかにしておくべきだと思います。その辺は、範囲というのは今の段階では、先ほど内部と言いましたが、内部というのはどの辺までのことを……。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 内部といいましても、

あくまで市の業務に係る部分全てを網羅するということでありまして、当然さまざまな委託をされている業務の部分でありますとか、それから指定管理の部分もございまして、基本的にはそれらを全て網羅した形で対応してまいりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 私は、職員、それから臨時職員、嘱託職員あるいは受託契約にある名寄市の業務に従事している従業員あるいは指定管理者、それから市の施設の管理運営で管理している従事者、こういう人たちも全部関係してやったほうがいいのではないのかなというふうに考えております。これでもちろんこういう制度をつくらしたら、いろいろと通報をやった場合に問題が起きないように、例えば調査とか審査をする機関が必要なのだと思いますけれども、その辺の設置とかということも考えておられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 当然そういった事案を受けて厳格に審査する組織が必要だというふうには考えております。これが庁内組織だけでいいのか、もしくは第三者も含めての組織体系がいいのか、それはまさに詰めさせていただいているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） いずれにしましても、こういう条例は、あるいはこういう制度は結構各所でやっぱりつくって制定しております。それで、やっぱりこれからも本当に市も前向きに検討して、早い段階でつくり上げるということでもございまして、まだ期間がありますので、しっかり他のつくっているところを参考にさせていただいて、一番いい名寄市に合った制度をやっていただきたいと思っております。筑後市では、旭川市の条例が一番合っていたなということで、それぞれの市のつくり方ではそれぞれの状況が違いますので、市に合ったことをやったほうがいいのではないかと

いうことを私ども研修してまいりましたので、これからどうぞ前向きに、真剣にその辺の問題のないように、後からつくって足りない部分があったとかないように進めていただきたいと、こういうふうに要望しておきます。

次に、Uターン情報なのですけれども、これについては今後の若者がだんだん当市も少なくなつて、私のところの一番最後に質問する戦後ベビーブームの一員となっているわけなのですけれども、そういう方ばかりになってきて、若者が少なくなつてきている状況にあるわけでありまして、これは少しでもやっぱり若者を、名寄のいいところをしっかりとまだわからない方もいるかもしれないし、友達も一緒に帰ってきてもらいたいなと、こういうふうなイメージで、予算づけはちょっとかかるというふうなことでありましたけれども、ぜひ進めていただきたいと。

これは、広島の三次市ではUターンの制度をヤングライフおたより発信事業というふうに名前をつけて、申し込みの登録制をとっているのです。それで、登録した人に先ほどの言った情報を送ると。それで、ここではやっぱりほかにも当市もそうですけれども、人口が5万6,000ぐらいあるのですけれども、大体5年間で3,000人ぐらい少なくなったということで、こういうことを考えたということでございますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。何か御意見ありますか。頼みます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま御提言いただきました他市の状況もお聞きさせていただきましたので、そういった部分を参考に今後研究してまいりたいと思いますし、今ふるさと会の加入会員の方々にもそういった情報をお送りしておりますので、これは東京と札幌と旭川に限定されておりますので、そういった部分でもふるさと会の会員の加入拡大もそういった効果もあるのではないかとこのように考えておりますので、そこら辺

も含めて今後研究させていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それでは、防災、消防についてのまずイベント屋台の安全管理なのですけれども、先ほど御答弁では火災関係のことを主に御答弁されていたように受けたのですけれども、消防法では野外のものは定められていないということでありましたけれども、私は火災だけではなくてイベントをやるときにはやはりいろいろな面の安全面というのが物すごく大事だと思うのです。やはりイベントをやって、本当に安全、安心のイベントというのは最大のおもてなしなのです、これは。安全、安心のイベント、これはしっかりと安全管理の面に関しては火災だけではなくてやはり点検をする。例えば安全管理のイベントのマニュアルをつくっておくとか、あるいはチェックリストをつくっておくとか、そういうことを現場に行ってちゃんとチェックをして、そしてやらなかったら、これは火災だけではなくて事故が起きた場合にどうなさるのか、今までなかったからいいということにはならないと思うのです。これは、やはりしっかりとしたそういうところをやって初めてイベントが盛り上がってくるもので、何かあった場合には絶対行政何やっているのですかということになるのではないかと思います。そのためには、しっかりとした、先ほど御答弁にもありましたけれども、設定の段階の事前協議のときから安全管理のパンフレット等で示しているとはいえ、その現場の当日になったときに現場に行って点検をして、チェックリストに基づいて、安全マニュアルに基づいてやっているのかどうかということもしっかりとやらないと、これはそういうミスが大きな事故につながると私は考えています。今安全マニュアルとか、そういうチェックリストというものはつくってあるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘のようないろんな事業における安全に係るマニュアル並びに



チェックリストというのは、具体的なものは多分ないのだらうと思いますが、ただこの間市が主催をしました、例えば先ほど申し上げましたけれども、産業まつりなんかにつきましては、事前に火気の取り扱いに係る部分ですとか、それぞれ安全管理に係る部分につきましては一応事前の打ち合わせの段階ですり合わせはさせていただいているというふうに伺っておりますし、この間福知山の事故を受けまして名寄消防署が改めて現地視察を行うということもやって、特にガソリン等の火気に係る安全管理につきましてはちゃんと紙で通知をさせていただいてお示しをしながら、改めて説明をさせていただいているというようなことの取り組みもなされるようになりました。しかしながら、火気の取り扱いばかりではなくて、やはりその催し物における危険回避というところでいくと、御指摘のとおりそれだけでは十分ではないだろうというふうに思います。事業の実施に係っては、さまざまな想定をしながら準備を行っておりますので、そういった係る課題等につきましてはしっかり引き継ぎ等を行いながら、次の行事に当たるというような取り組みがなされているとは思いますが、今後安全管理につきましてどういった取り組みが必要なのかというのをちょっと改めて精査をさせていただきまして、対応を進めるものがあればしっかりそれは対応させていただきたいなというふうに考えております。そして、あわせて名寄消防署のほうでも市が主催するものについては随時情報が流れていきますから、消防のほうも情報をつかむことはある意味容易でありますけれども、市が主催するもの以外のものにつきましてのさまざまな事業、イベントもございますので、そういったものにつきましても市がアンテナを張りながら、またそういった情報収集を進めながら、消防署としっかり情報の共有を図って、安全に関する啓蒙をぜひ図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 火災とか何かはそういうような法律が決まっております、例えばガソリンとか何かは、それはやり方とかマニュアルというのはもう大体できているのです。ガスとか何かもポンベが転んだりなんかしたら、これは本当に危ないのです。そういう例えばチェックリストというのを先ほど言いましたけれども、つくっておくべきだと。それから、安全マニュアルというのは、やはりそういう事故を予定する、あるいはなったときに例えば事故を受けた人をどういうふうに運ぶのとか、あるいはこういう人の流れでどういうふうになっていくのかということも踏まえたマニュアル、一括したマニュアルでないとぐあいが悪いと思うのです。だから、それにつけ加えてやはり今後考えるのであれば本当に安全、安心なマニュアルをつくって、それに基づいてチェックリストをしっかりとつくって、それでイベントを楽しいものにしていただきたいと、こういうふうに考えています。今後マニュアルとかチェックリストをつくることはやろうと思っておりますか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘いただきましたので、事業の安全な実施に向けての対応の一環として検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それでは、いいイベントになるように、安全、安心な体制をしっかりとつくっていただきたい、こういうふうに思います。

それから、2つ目の共同訓練なのですけれども、大分成果が上がったと思いますが、名寄川あるいは天塩川の上流関係の町内会、これは本当に非常に災害としては予想される。このごろは、予想しない水害あるいは自然災害が多いわけでありまして、これはまず最初に自分で助ける。それから、お互いに今回みたいに共同訓練で共助でやる。その後に公助でやるというふうなシステムと

というのは、これは変わらないと思うのです。これから、今までの防災に関して本当に最高い訓練だったと私は考えています。その中でやはりそのためには、勧告するとか通報の段階とか、あるいは避難の行動はどうするのか、あるいは受け入れ方はどうするのかというものを実際にやったということでありますので、これはほかの町内会、あるいは関係する町内会との関係はそういうような訓練というのは予定されているのですが、今後どういうふうを考えているのか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまで防災訓練にかかわっては、市が毎年主催をしながらやらせていただいているという状況が1つございました。これもそれぞれ地域、地域で毎年課題を設けながら対応させていただいているということで、ある種なかなか地域住民が主体的にやる訓練とはなり得ていなかったという反省も実はございまして、今回こうした地域連絡協議会という一つの住民の皆さんの主体的な枠の中でこういった訓練が実施されたというのは、大変私どもとしては大きな成果が、意義があったものというふうに考えておまして、ぜひこういった活動をやっぱり市内全域に広めていただきたいという思いはございます。今回私どもの職員もこの訓練にかかわっておりますので、しっかりした課題整理等も一応できているというふうに判断をしておりますので、こういった取り組みもぜひ各町内会含めて地域連絡協議会とも情報共有させていただきながら、全体的な取り組みとして進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） その中で大体訓練をやるというと、備品とか何かの災害の備品というのが、ことしの防災訓練でもやっぱり備品が足りないとか、あるいは保管する場所がないとか、そういうような部分というのがあったわけなのですけれども、今後備品とか、あるいはそういう保

管する場所の指定というのはどういうふうにご考えておられるのでしょうか、現段階で。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） これまでもそれぞれの町内会が自主的に防災組織をつくるという場合につきましては、一定程度市で助成制度を設けまして、防災に係る資機材の協力をさせていただいているというところがございまして、なかなかこういった制度がありまして全ての町内会が自主防災組織をつくるまでにはまだ至っていないということで、少しいまだ限定的な対応になっているというのは否めない事実でございます。こういった活動をぜひそれぞれの町内会にも情報提供させていただきながら、そういった取り組みに結びつけていきたいというふうに考えておりますし、仮に今後今補助する金額も一定程度限度を設けながらの話で、これが町内会単位ではなくてこのようにやはりいろんな町内会がまとまった少し大きなくくりの中で1つ防災というものを考えていただけるということになりますと、当然そこに必要になる防災の資機材の枠も多分広がってくるだろうというような想定もございまして、一応次年度以降こういった活動をやっていただきながら、ぜひそういった備品の必要性についてもちょっとお話を伺って、今後の課題にしていきたいと。そうすると、いわゆる今御指摘がありましたそういった防災の資機材をどこに置いてどういった形で運用していくのかというような、そんな取り組みもあわせて考えていかなければいけない課題にはなるとお思いますので、ぜひ今後の活動含めて検証させていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） ぜひその辺は非常に重要な部分だと思いますので、しっかりと検討を進めていただきたいと、こういうふうに思います。

それと関連して、こういう名寄川の上流の合流点に公共施設があるのですけれども、あるいはこ

ちらの炭化センターとか処理場とか結構あるのですけれども、こういうところの防災の訓練とかマニュアルとか、そういうような状況というのはどういうふうなことになっているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 再質問をいただきました。終末処理場につきましては、私どものほうで管理させていただいておりますので、私のほうから危機管理体制についてお答えしたいと思います。

名寄終末処理場の危機管理体制につきましては、集中豪雨時運転操作マニュアル及び手順書、職員に対する教育訓練、管理図面及び災害予防情報の整備、緊急連絡体制の確立など活動マニュアルに基づき実践しております。また、豪雨時対策としましては、排水能力毎分200トンの雨水ポンプを5台及び滞水池3,100トンの施設を備えております。

なお、昨今の気象傾向においては、ゲリラ豪雨などにも見舞われております。一時的に心配される市民も多いと推察しておりますけれども、当施設としましては先ほど申し上げました手順に基づきまして雨水ポンプによる対処など適宜対応しているところでございます。今後とも市民生活に影響を及ぼすことのないように、日ごろの施設点検、訓練などに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 御丁寧にありがとうございます。ほかにもいろいろと公共施設があるわけですが、やっぱりそれもしっかりと一緒に考えて、マニュアルみたいなものがあればそういうものもしっかりと。北斗団地もありますし、あの辺にいっぱい公共あるいは流通団地もあります。その辺も含めて検討していただければなと思います。

最後に、介護福祉の関係で、私も3回の定例会のときに社会保障制度改革国民会議のことについ

て質問いたしました。それで、そのときには要支援の1、2、それから要介護の1、2、これが大分変わってくるということで、細部については後ほどあすあたり川村議員が質問するのだと思いますが、私はその中の人材育成について質問したいと思います。御答弁のあったようにそういうところが医療から介護、それから病院から地域ということになりますと、どうしてもやはり人材が必要になってくるという観点から質問させていただきました。それで、この中でやっぱり介護現場というのは重労働であるし、低賃金だというイメージのダウンがあるわけなのですけれども、この介護現場のイメージアップを図らないとなかなかうまくいかないのではないのかなというふうに考えているのですが、その辺はこれからどういうふうに広報活動をやっていくのか。やっぱりこれを打破しないと、介護職をやれといってもなかなか出てこないのではないのかはというふうに懸念を持っているのですけれども、その辺何か考えがあればお話をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 介護現場につきましては、いわゆる3Kと言われるんですが、汚いですか、それからきつい、そして給料が安いというような、そのようなマイナスのイメージがありますけれども、平成12年に介護保険制度を導入したのを一つのきっかけといたしまして、介護サービスは広く国民の中に浸透しているような状況でありますので、高齢者を支えるための社会的な仕組みとして今や欠かせないものだというものであります。特に介護職は、専門的な知識や技術を用いながら要支援者や要介護者、そして御家族の方の御支援をさせていただいているというような仕事であります。そういうような意味におきましても、介護職のイメージアップを図るためにも清峰園ですとか、あとしらかばハイツにおいては智恵文中学校、それから風連中学校、それから名寄産業高校など中高生のインターンシップの受け入

れですとか、あと上川教育局主催の介護現場の見学の機会を設けさせていただいておりますが、昨年より11月11日に介護の日のイベントとして、全道の福祉施設協議会が窓口となりまして介護施設の見学会を開催しておりますので、今後当市におきましても市内の介護保険事業所に周知を図りまして、そのようなことを取り組みながらイメージアップを図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 私の考えているところは、本当にイメージがダウンしているのですけれども、でもやらなければいけないということは、やはり給料の問題とかこれからあるのだと思いますけれども、ボランティア活動だけでいけるのかという部分があります。やはりこれからも私も元気であればぜひそういうところにも携わってみたいという気持ちはありますけれども、なかなか行けません、機会があればと思っています。老老介護もそうですけれども、これからが本当に私どもが、私も先ほども言いましたけれども、戦後ベビーブームの一人として、これは非常に社会保障に関しては熱意を持っていつも質問している。自分にどういふふうに係ってくるのかなということが具体的にわかりやすいので、質問させていただいておりますので、今後ともぜひ大変なところでございますけれども、これからもよろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

安全で快適な市民生活のために外1件を、駒津喜一議員。

○12番（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告どおりに質問を順次させていただきます。

快適な市民生活を促進するためにも環境は大切です。特に家電製品は、フロンガスを初め環境に害をなすものがあり、従来より一般家庭や事業所

などから排出された家電製品、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機から再利用できる部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進する家電リサイクル法、特定家庭用機器再商品化法により市内家電販売店を通じてリサイクルされております。当市では、このように指定されている家電製品以外の特に携帯電話等の小型家電はいまだに埋め立てごみ処理されているのが現状です。小型、中型家電の一部には鉛、亜鉛等が含まれているものもあり、有害の可能性も含まれております。また、リサイクルセンターでの処理についても一部鉄、アルミ等は回収されておりますが、電化製品に含まれている資源は未回収になっております。小型、中型家電の携帯電話、電子レンジ、デジタルカメラなどは金や銅、貴重なレアメタルなどの再利用できる金属が含まれております。このために平成25年4月1日から使用済み小型家電の回収リサイクルを推進するため、小型家電リサイクル法の設置により使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律がスタートいたしました。小型家電リサイクル法は、テレビなどの大型家電を対象とする家電リサイクル法とは異なり、製造、販売事業者、さらに消費者に負担義務を課する制度ではなく、関係行政が自主的に連携したリサイクルを推進するものです。環境の保全と資源の少ない国内事情をあわせて小型家電リサイクル法が全国的に注目され、これに従い、道内各市町村では順次市役所、役場の出入り口に回収ボックスを設置して住民へのリサイクル意識として貴重な資源回収を促進するとともに、ごみの減量化と従来有料で処理に困っていた市民への市民サービスを実践しております。当名寄市での計画と取り組みについてお聞きしたいと思います。

次に、最近の新聞報道では、旭川市を含む道北経済、特に建設業、小売業とも回復、上昇と報じられておりますが、名寄市内全体での回復は見られず、建設業、大型小売店を除く生産業、小売サ

ービス業での中小零細企業においては円安の影響による燃料などの経費、仕入れ資材の高騰により低迷が続いております。地域経済の活性化は、名寄市内の商工業者の活性化が必要です。市内商工業者への支援として、中小企業振興条例による中小零細企業並びに新規開業者への支援のために再度の見直しが必要な時期だと思っております。中でも名寄市のまちの顔とも言える駅前を含む市内中心街への支援策の一つである空き地空き店舗活用事業は、近年実績も少なく、最近では補助期間の1年だけの店舗展開で撤退する事例もあります。この支援事項を有効に活用されるためにも支援期間の延長や家主への家賃の軽減を協力いただくために、家主への支援あるいは空き店舗改修にかかわる設備に対する支援も必要と考えられますが、御見解をお伺いいたします。

2点目に、振興条例にかかわる支援策と空き店舗対策にもかかわる支援策として市で設置している中心市街地を外れる郊外商業施設は、減少傾向に推移しております。住宅街の市民にとっては、身近に食料品、日配品店がないことは高齢者の方々にとっても生活に不便な状態です。今支援されている振興条例の施策は、中心市街地に限定されたものが主体となっております。中心市街地の支援も大切な支援ですが、この対象地域以外の支援も強化も必要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、道北の景気動向がやや上昇しているということで、公的事業による建設業の受注増加が考えられますが、全道的にも技術者の不足が問題になっております。仕事があっても労働力が不足するという事態を解消するためにも市内労働力の定着が必要です。若い技術者が他市へ就職する傾向に歯どめをして市内での就職を促進するためにも、また人口の減少傾向を解消するためにも名寄市内で働く支援策の必要があります。以上のことから、以前の名寄で働こう助成金を形を変えてでも復活することが急務だと考えますが、御見解をお伺い

いたします。

最後に、企業誘致の取り組みについてお聞きいたします。北海道以外の企業が東日本の教訓により災害被害リスクの対策として、さらに円安、これから想定される法人税の軽減策、こういうことが出されている現状の中で、業界の情報誌によれば大手企業では海外工場の国内への移設、安全で土地価格が安い道内に移設する計画の検討がされております。現実にはトヨタ自動車関連の大手部品工場が室蘭市に進出される計画が報道されて実現していますが、他の大手企業でも北海道への進出計画が進められております。また、北見市ではデータセンター誘致も進んでおります。当名寄市でも積極的に企業誘致を進めるべきですが、平成23年度に取り組みされました名寄市、美深町、下川町、3市町で連携した企業誘致を進める産業活性化協議会が発足されましたが、この協議会の成果または取り組みの内容等名寄独自の企業誘致についてもあわせてお聞きしまして、この場での質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 駒津議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は営業戦略室長から答弁させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、安全で快適な市民生活のために、小項目、小型、中型家電のごみ処理についてお答えいたします。平成13年に施行された家電リサイクル法により廃家電4品目、家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機について、小売業者による引き取りと製造業者等による再商品化等が義務づけられております。消費者が家電4品目を廃棄する際は、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことが定められてきました。これに対し御質問のあった使用済み小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として排出され、有用な資源についても埋め立て処分されています。この状況を鑑み、廃棄物の適正

な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、廃棄物処理業の許可を不必要とし、使用済み小型電子機器等の再資源化を促進する使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法が平成24年8月に公布され、本年4月1日から施行されたところです。小型家電リサイクル法は、家電リサイクル法対象4品目以外の全ての電子機器を小型電子機器と捉え、リサイクルの義務を課すのではなく、関係者が協力して自発的に取り組み、資源の有効活用のため回収、リサイクルを促すことを主な目的の一つとしたものであります。

本年10月に道が調査した小型家電リサイクル法に基づく使用済み小型家電の取り組み状況は、道内179市町村中、実施中が44%の79市町村、実施に向け検討中が40%の72市町村となっており、全体で約84%以上の自治体で実施に前向きに取り組んでいる状況となっております。本年4月1日以降、小型家電リサイクル法に基づき回収体制の整備ができた市町村から順次使用済み小型家電の回収が進んでいます。近隣市町村では、下川町が本年11月から回収を始めました。名寄市においても平成23年度に行った内淵最終処分場の残余容量調査の結果、現在の埋め立て処分量を維持すると平成27年7月に埋め立て完了になることから、最終処分場のかさ上げ計画による延命対策とあわせて埋め立て処分量を減らすためにも使用済み小型家電の回収取り組みを早期に行うべく検討を進めているところであります。

また、回収を行う品目ですが、名寄市としては国の資源性と分別のしやすさから、特にリサイクルすべき品目として指定している特定対象品目を回収品目の目安とする予定です。特定対象品目は28品目とこれらの附属品を含むもので、例えば携帯電話機、デジタルカメラ、電動ミシン、扇風機等が、さらにこれらの附属品とはACアダプター、ケーブル、充電器、リモコン等が該当となります。実際に回収する品目は、認定事業者との契

約によって自治体ごとに決めることになっておりますので、契約する事業者とできるだけ多くの品目を回収、リサイクルできるように検討を進めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項目2、地域経済の活性化について、小項目1、中小企業振興条例の施策についてお答えいたします。

商店街空き地空き店舗活用事業については、都市計画地域の商業地域内の空き店舗等で新規に賃貸契約を結び、商業を営む場合の賃借料に係る支援であり、実績としては平成23年度3件、24年度4件、25年度の利用はなく、空き店舗の状況を見ると必ずしも十分に活用されている状況とは考えてございません。また、商業地域以外での店舗に係る新築並びに増改築に係る支援も行っていますが、平成23年度2件、24年度4件、25年度の利用はございませんでした。中小企業振興条例では、市全域の商業振興を図るための施策を定めていますが、主に区域を都市計画の商業地域、それ以外の地域の2つに区分し、特に商業地域へは店舗集積を図り、中心市街地としての機能の維持、発展を図るため、手厚く支援を行っているところでございます。これらの施策は、幾度となく利用者にとって活用しやすい、また現況の問題点を解決するためということで制度改正を行ってまいりました。駒津議員から御指摘のとおり、中心市街地での空き店舗対策、中心市街地以外での店舗不足による買い物弱者等解消していかなければならない課題に対処するとともに、厳しい財政状況の中で中心市街地の振興、それ以外の地域との支援バランスを考慮しながら関係機関並びに中小企業振興審議会において検討してまいりたいと考えております。

また、市内各事業所における人材確保、人材育成につきましては、建設業界を初め各関係機関から切実なる問題として要望を受けております。過

去には、雇用対策の観点から、新学卒者勤務奨励補助並びに名寄で働こう奨励補助などの支援制度がありましたが、その時代の解決すべき課題の優先度を考慮していく中で平成19年度末に終了し、他の制度に変わっていった経過がございます。先ほども申し上げましたが、中小企業振興条例の制度の基本はその時々における数ある課題についての確かな優先順位を定め、その解決に向けて制度改正をしていくことが使命でございますので、現在関係機関と協議を進めているところでございます。

続きまして、小項目2、企業誘致の取り組みについてお答えいたします。平成19年6月、地域による主体的かつ計画的な産業集積形成等の取り組みに対し、国等が総合的な支援を行うため、企業立地促進法が施行されました。これを受け名寄、下川、美深地域におきましても産業集積及びその活性化に向けた一層の取り組みを推進するため、平成23年7月に名寄・下川・美深地域産業活性化協議会を設立いたしました。同協議会は、3市町の自治体、商工会議所、商工会及び上川総合振興局で構成され、健康関連産業、環境、新エネルギー関連産業及び地域資源関連産業の集積を目指した基本計画を策定し、昨年10月には基本計画について企業立地促進法に基づき国の同意を得たところでございます。3市町の特性を生かした基本計画の計画期間は、平成28年度末日までとなっており、同意を受けた本地域に立地する企業は国の低利融資や税制優遇等の支援策を受けることができます。既に報道で御存じのとおり、美深町で本年度中に予定されておりました基本計画に定めた業種の工場建設が一旦白紙となったこともあり、現在のところ基本計画に定めた業種の企業立地の実績はございません。

次に、本市独自の企業誘致についてでございますが、昨年策定した移住に関する総合的なパンフレットの中で、本市の企業立地促進支援制度のページを設けました。パンフレットは、交流自治体である杉並区の庁舎に設置するほか、北海道暮らし

フェア等の首都圏でのイベントで約2,000部配布し、本市に企業立地する際の助成内容等について周知に努めたところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。最初に、デジタルカメラなどを含む小型家電リサイクル法について再質問をさせていただきます。

なお、壇上で私のほうで小型家電、中型家電という言い方をさせていただきましたけれども、これは各行政の置いてある回収ボックスの投入口に入るのを小型家電、入らないのを中型家電と区別している行政もありますし、大ききで区別している行政もあるので、まちまちで基準はないということで、このリサイクル法によればこれらを全部あわせて小型家電という形で称しておりますので、その辺のことをつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

答弁によれば、各市町村とも8割以上こういったリサイクル法に取り組むということで進められているということでもあります。名寄市も前向きに検討して、早い時期に埋め立ての限界が来る前にこのリサイクル法を取り入れて、そういった回収をするという予定でいるということでございますけれども、やはりこれは先ほども言いましたように消費者というか、負担がないのです、事業者、そして市民に。今までは、有料でこういった家電製品を処理していたわけですがけれども、これは大変な市民サービスにつながることでありますし、またリサイクルという意識を高める。そして、貴重な、今外交にも利用されているレアメタルの回収もできるということで、非常に市民への有効なリサイクル意識を高めるためにもぜひ取り組むべきことで、下川さんが先にやられるということでありますけれども、これはやはり名寄市が先にやらなければいけない事業ではなかったのではないかなというふうに思います。

そこで、これを取り組むに当たり消費者に負担がかからないということは、これを実行する行政がこういった分別の費用を負担しなければいけないという部分もございます。どれぐらいかかるかというのは、各実施されている市町村のデータが余りないのですけれども、数多く回収しなければ売却益はなかなか逆転しないという、赤字で推移していく報告も受けております。しかしながら、道内の各地、特に滝川市などは名寄と同等とは言いませんけれども、似たような人口規模でこれを実施しているわけですけれども、こういったところも札幌市内の業者が回収に来て、そして有料で買っていくという、そういった形をとっていますので、業者が名寄市内にはないとはいえ、そういった業者が今大変ふえてきております。そういった意味で札幌、東京周辺にそういった業者を利用しながら、経費を負担するという部分で、そういった経費面での計画というのはお考えにあるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 今経費にかかわっての御質問がございましたが、先ほど駒津議員が言われたように、実は近郊では下川が先んじて実施をしたということで、大変昨日もありましたけれども、名寄が全体的には取り組みが遅いのではないかとこのように言われるかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたように早期にこれについては実施をしていきたいという考え方でありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それで、経費の関係についてなのですが、今議員のほうからもお話ありましたけれども、回収にかかわる業者については小型家電リサイクル法で定める規定の中で環境大臣あるいは経済産業大臣が認可をした業者ということに実はなっています。これらの業者が市町村に一定の小型家電がたまった段階、集積がされた段階でとりに来るという中身になってございまして、実は道内ではまだ認定業者が2者しか認定になっていない状況にござい

ます。業者2者ということもございすけれども、私早々に協議をして取り組みを進めたいということで考えていまして、いずれにしても本市の小型家電については現状燃やせないごみということで排出をしていますから、今現状最終処分場の埋め立てにということになっていきますので、何とかこれを減量化をするという意味でも重要なことだというふうに考えてございすし、レアメタルですとか金属類が資源として回収をされるということで、資源循環が図られるという意味合いにおいても早期の取り組み、回収体制に向けた整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 認定されている業者が2業者しかないというお話でありますけれども、その認定業者に提携している回収業者もいますので、その枝分かれも何点か調べてはいませんけれども、あるようには聞いております。また、いずれにしても下川町さん含めて足並みそろえてこういったリサイクル法に取り組むということで、これは一定の量が確保できるわけですから、その2者においても月に1回あるいは二月に1回という割合で回収可能だという部分があるというふうに思いますので、経費の面もこれから検討していただいて、早急にこのリサイクル法にあわせた小型、中型家電の回収ボックスをぜひ市役所の玄関口あるいは公的な施設の見やすいところにおいて回収をするように設置を進めていただくよう求めておきたいと思っております。

今回なぜこの質問をしたかといいますと、私もこれは昨年までは余り気がついてはいなかったのですけれども、ことし所属する委員会の視察並びに会派の行政視察で各市役所を回りまして、途中で気がついたのですけれども、気がついた時点から滝川、岩見沢、千歳、全部回収ボックスが玄関口にあるのです。それで、市民の方がラジカセみたいな大きい家電を持ってきて、これ入らないの



ですかということで、隣に隣接しているプレハブへ持って行ってくださいと市職員が親切に指導しておりましたけれども、こういった取り組みがかなり進んでいるということで、それを認識していただいて、ぜひ市民サービスとリサイクルの意識向上のためにも取り組んでいただきたいというふうに求めておきたいと思います。

次に、空き店舗対策として答弁をいただきました。なかなか事業実績というのは進まないわけなのですが、これもやはり質問の中にあっただように出店する側に立った考え方でいろいろと形を変えていく必要があるというふうに思います。私も調べて道内の各市町村の空き店舗対策を見ましても同じような制度で、似たような制度で各市町村とも悩んでいるところでもあります。ここは、やっぱり形を変えてでもこういった名寄独自の空き店舗対策というのも必要だと思います。

さらに、窓口というか、当然これ市役所の窓口にも相談される方はいらっしゃると思います。しかしながら、商工会議所とあわせて、または金融機関あるいは建設業者に相談する方もいらっしゃると思います。先ほど壇上で言ったように、1年でやめてしまったというのはその出店された方が悪いのではなくて、やはり経営知識にすぐれた人の指導を受けていなかったというのが大きな原因だと思います。市職員の場合、業務が兼務で専門化できないということで、確実な経営指導を行える経営指導員みたいな知識を持った方というのはなかなかできないというふうに思いますので、これは空き店舗対策については広域に進める。例えば名寄市以外のまちで名寄で出店したいのだけれどもという希望される方は市役所には行かないのです。地元の商工会議所に行って、名寄市ではこういった空き店舗ないかいという相談されるのが普通なのです。これは、商売やっている方、これから始めようとする方も市役所にはなかなか行かないと思います。業者、そういった金融機関には当然そういった情報もないわけですから、こうい

った空き店舗を広域的に広めていくというか、PRを進めるためにも商工会議所と相談の上、窓口の統一化というか、専門化というか、そういったことも必要ではないかと思うのですが、その辺について御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま御質問いただいた点についてでありますけれども、商店街空き地空き店舗活用事業につきましては、道内各市町村でもさまざまな支援を行っております。旭川市を除いた道北市長会8市の状況を見ましても、全ての市町村で支援を行っております。この8市の中で都市計画区域の商業地域とそれ以外の地域に区分して支援を行っているのは本市のみでございます。他の市では、商業地域のみの場合、市内全域で同一支援を行っているところと分かれておりまして、名寄市としては独自の支援策であるというふうには考えてございます。

中小企業振興条例におきます各支援制度の規制の緩和の部分についてでございますけれども、本市におきましては商業地域での補助につきましては比較的厚い支援となっている一方で、対象業種が限られておりまして、他市での補助対象業種等については比較的広く薄く支援をしている状況がございますので、今後これらの対象業種等も含めて他市の支援状況の参考にしながら、関係機関並びに中小企業振興審議会において検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、各種助成、融資制度についての関係でありますけれども、この関係については私ども営業戦略室が所管をしておりますが、これらの制度を活用する中小企業者の方には単に助成の制度の相談だけではなく、経営指導も含めて総合的なアドバイスを提供できる窓口が必要だというふうに考えております。しかしながら、この制度を申請する事務的な流れといいますのは、直接私ども営業戦略室のほうに相談をするような形になっておりまして、先ほど議員からも言われましたとおり、

行政に商工振興に係る専門的なプロパーを配置するというのはなかなか今の段階では難しいという状況でございますので、市といたしましては中小企業振興条例の中での商工会並びに商工会議所に対して商工業の総合的な支援を図るための事業及び中小企業に対する指導体制を強化するための経費の一部を補助しているところでございます。これらの制度を有効活用するためにも商工会、商工会議所で国や道などの制度を含めた各種制度、そして経営に関する相談などワンストップ的な形での総合相談窓口として確立できるように今後検討してまいりたいというふうに思いますし、当然商工会並びに商工会議所を経由をしてそういった事務的な流れをつくっていくというようなことを検討してまいりたいというふうに思っております。したがって、今まで以上に商工会、商工会議所との連携を図っていくということを念頭に今後対応してまいりたいと思っております。

それと、広域的な部分ということでありますけれども、原則市町村が実施をしております中小企業振興条例に係る支援策といたしますのは、地元の業者さんを対象としている事業でございますので、そういった広域的な部分の相談というのは今現在行っておりません。しかしながら、国並びに北海道、北海道中小企業総合支援センターの事業は道内の各市町村同一の相談業務を行っておりますので、御質問のございました広域窓口の可能性について関係機関と今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） この件に関しましては、実際答弁にありますとおり関係団体の協力を得ながらという事業ですので、これは早急にはできないと思います。こういった業務的なことを随時協議しながら、関係機関とよりよい支援策の方向性を定めるということで進めていただきたいというふうに思います。

中でも質問しましたけれども、商店支援事業です。先ほど中心市街地の商業地区に該当する補助金と格差があるということで、実際これ増改築費用の20%ということで、それで限度額が100万円なのです。これは、中心市街地の商業地区に、指定地区に該当すれば1,000万円なのです。これ土地の値段は、土地は価格は入っていないので、線をまたがって1つ違えば片やこちらは1,000万円、こちらが100万円の補助という、そういう格差が生まれているわけなのです。島市長時代からコンパクトなシティーづくりというのがありますけれども、ただこんなに商業施設が減ってくると、郊外の本当の市民の不便さが目立ってきております。そういった意味でもこの100万円と1,000万円の格差というのは、建設する費用は同じなのです。市街で2,000万円かかれば住宅街でも2,000万円かかるのです、これ。先日大学周辺の商業施設という質問が同僚議員のほうからされましたけれども、なぜこれ出店する方がいらっしゃらないかということ、採算がとれないのです。採算性というのはどういうことかということ、2,000万円なり例えば設備投資した。設備投資が回収できないからです。だから、出店が難しいのです。こういった面を市街地の1,000万円とは言いませんけれども、500万円なりそういった増額の必要があると思うのですけれども、その辺の御見解をちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、道北8市の状況を見ましてもうちがそういった格差があるというふうなことであります。先ほども申しましたとおり、ほかではほかの支援制度も含めて広く薄くといったような制度内容になっているところが多いというふうなこともありまして、今後議員からもそういった御提言がございましたので、関係機関含めて協議をしてまいりたいというふうに思っております。

ますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） ぜひ出店する希望者の不公平感がないような形をとっていただきたいと思います。特に今回進められています（仮称）市民文化ホールの建設に当たっても、あそこは商業地区ではありません。そういった面で商業施設が出やすい、そして特に北区、大学周辺の小売店、商業施設、こういったものにも出店をしやすくするためにはこういった支援策というのは必要でありますので、必要な要因の一つでもありますので、審議会を通して御検討いただいて、ぜひ格差のないような形をとっていただきますよう求めておきたいというふうに思います。いずれにしても、ことしも8号通の商業施設が1店閉店になっています。この近年かなりの郊外の商店が閉鎖、閉店になっているのが現状であります。このまま進めばもっともっと減っていきます。そういったことで高齢者のいる住宅街では、本当にコミュニティバスの配慮などをされておりませんが、やはり歩いて通える、そういった日配品が、商業施設があるかないとではかなり違うことでありますので、消費者のサービス、市民サービスを含めて利便性を考えて、そういった意味合いからも進めていただきたいというふうに思います。

次に、雇用促進対策なのですけれども、名寄で働こう事業ということで、以前は事業主と雇用者、雇用される方、新卒者ですか、両方に支援がされたということで記憶はあるのですけれども、途中で変更になりまして、就業される方だけの支給ということで変更されたわけなのですけれども、この5年間ですか、何年間かやられたわけなのですけれども、先ほど壇上でお聞きしたのはこの制度の復活をということで、私は聞き漏らしたのかもしれませんが、その可能性について再度お聞きしたいというふうに思うのですけれども、お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 先ほど申し上げましたのは、中小企業振興条例のいろいろな施策を検討していく中で、優先順位を定めてやっていくということが使命だということでお答えいたしましたけれども、そういった中でこの部分についても検討させていただきたいということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 失礼いたしました。

先ほども答弁いただきましたけれども、今回の市民文化ホールの入札でもうかがえるのですけれども、市外、市内の大手スーパーの建設会社の主な仕事が東日本の震災とか、本州のほうにとられているというのが現状でして、しかもその大手がやっていた仕事が道内の企業に回ってきていると。その企業の仕事の一環が名寄市内の土建業にも回ってきていると。ところが、これは豊作貧乏ではないのですけれども、仕事はあっても人手がないので、仕事が受けられないという現状も出てきております。こういった意味で若い方の名寄市での就業、これを進める施策として、この名寄で働こう支援金をぜひ復活していただいて、人口の減少の歯どめにもなりますので、推進していただきたいというふうに求めておきます。

次に最後に、企業誘致に関してでありますけれども、企業誘致につきましてはわかりました。協議会の内容というのは、成果というのか、推移の内容につきましては答弁いただいて理解いたしましたけれども、また名寄市での取り組みもお聞きしております。また、企業誘致は地域経済の活性化、雇用対策、自主財源の確保など、かつ多面にわたって大きな効果が期待される事業なのです。こういった既存の今ある誘致企業含めて強化をしなければいけない時期に来ているわけなのですけれども、この基本計画の策定後の企業立地の実績はないということなのですけれども、地域経済の活性化を図るためにも進めなければならない事業としてこれからの計画といえますか、先ほどお聞きしまし

たのは経過でしたので、これからの企業誘致に関する計画があればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 企業誘致の取り組みについてということで再質問をいただきました。地域と産業が育ち、地域の特性を生かした元気なまちづくりを推進するということは、市政の重要な課題だというふうに考えております。今後本市への企業誘致を期待できる業種、企業立地する際の助成内容等についても検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますし、名寄市企業立地促進条例の整備も視野に産業の振興、雇用の拡大が図られるような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。地域経済活性化のためにも企業誘致、地場産業育成、起業家支援といった事業を効果的に組み合わせ、定住人口、交流人口の拡大に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） ちょっとよくわからないのですが、これから積極的に取り組むという意味だけは伝わってきましたけれども、具体的に進めていただきたいというふうに思うのですけれども、私のほうでちょっと考えているのは、市長がみずからトップセールスとなって、こういった事業を含めて宣伝マンとして、営業マンとして活動したいという、そういったお言葉を聞いております。私は、市長はトップのセールスだと思うのです。一般企業で優秀な営業マンというのは、これは自分のところの、自社のよいところ、そしてPRするところ、こういった材料を相手側の企業、提携する企業に持っていくわけですが、これ以外に相手の社長の人格とか、いろいろな交遊関係、そういった下調べの上で持っていくわけですが、そういった人的な要素というものを誘致するよい条件のプラスアルファとして、人材的というか、人間と人間との交渉でございますので、そ

ういったものも大きく作用するというのが民間企業の営業としては当たり前のことなのです。これを市長に全部のデータを集めて、市長がそれを探るということは、これは大変なことでもありますので、当然何を言いたいのかというのは、企業誘致課としての職員の配置をお願いしたいと。企業誘致課で専門の職員がいれば、下調べ、アポイントを含めた、そういった段取りができる。こういったことをやらないと、なかなか企業誘致は進まないと思います。

数年前に当市政クラブで石狩の市役所へ行きまして、そこでさくらインターネットのデータセンターの誘致に成功したということで、担当者にお会いいたしました。担当者からは、うちの市長はトップセールスで飛び込み同然で行きましたと言ったのですけれども、よくよく聞きましたら、この担当者は民間企業の役員で行って、民活の登用で市の職員として採用されて、その民間で磨いていた手腕をこのさくらインターネットのデータセンター誘致に発揮したということで、他の職員の方からこそっとお聞きしたわけでございますけれども、やはりこれは……

（何事か呼ぶ者あり）

○12番（駒津喜一議員） 別に秘密にしているわけではないのですけれども、裏をただせばそういうことで、市長を立てたということです。石狩の例に例えれば、やはり名寄市においても市職員がどうしても兼任なのです、これ。兼任にしてこの大事業を進めるというのは大変なことなのです。したがって、これは専属の企業誘致を担当する職員を一人でも配置して、当然名寄市内では遠戚関係、親類関係でびっくりするような企業と親戚関係あるいは同級生とか、そういったつながりというのは数多く埋もれているのです。そういった発掘の情報を整理するにも、こういった担当職員配置というのが必要ではないかというふうに思います。そういった意味で、こうした取り組みについて御見解あれば、市長でも結構だと思います

けれども、御見解をお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御提言をいただきましてありがとうございます。企業誘致というのは、地域の振興にとっても非常に大事な事案だというふうに考えておりますし、またこれまでも営業戦略室を中心に、私も意を払いながら進めてきたところでありましてけれども、なかなかやはりお話しのとおり具体的な取り組みに至っていないのかもしれない。こういった立地があったりだとか、こうした業種を絞ったりだとかということがなかなか絞り切れていないのかもしれない。そうしたことをしっかりと整理をして、これから人事配置の話もいただきましたけれども、より具体的な戦略として取り組めるように再度検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 駒津議員。

○12番（駒津喜一議員） 専任の職員というのは、なかなか内部的には難しいことかもしれませんが、とにかく企業誘致による経済効果というのははかり知れないものがあるわけです。これから名寄市も人口がどんどん、どんどん減っていくという傾向にあります。これに歯どめをかけるためにも、そして毎年といいますか、各年置きに小学校が減っていく状況にもあります。こういった危機感が非常に市民の間でもあります。どうか企業誘致という明るい話題に取り組むためにも、ぜひ実現ができるような体制づくりを整えていただきたいなというふうに思っております。市長は、トップセールスとして今までも一生懸命やっておられたのは、それはそれで評価はいたしますけれども、また違った形で職員と一体となった取り組みも今後必要だというふうに思いますので、企業誘致に関しましては職員の方と一体となった、そういった可能性を広げていただきたいなというふうに思いますので、ぜひそういう取り組みを求め

ておきたいと思えます。

以上をもちまして、10分余っていますけれども、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

快適で安全な環境づくりについて外1件を、竹中憲之議員。

○8番（竹中憲之議員） 議長より指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問させていただきます。

大項目の1点目は、快適で安全な環境づくりについてであります。快適で安全な環境づくりのために、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など広範囲な分野があり、生活に悪影響を出さないための調査及び検査があると考えています。地球温暖化抑制のため、それぞれの検査や調査がされているというふうに思います。毎年公害の現状と対策の報告書が発行されておりますが、1点目は水、大気にかかわる安全問題についてであります。水は、生物が生きていく上で欠かせないものの一つであります。名寄市における飲料水は、名寄地区がおおむね名寄川からの取水と風連地区は地下水での給水となっており、安全な水が供給をされていると思っております。名寄市は、2つの川があり、5町村を経て日本海に流れ出ておりますが、一度河川等での汚染が起きれば河川内の問題にとどまらず、海の恵みである魚介類等にも大きな影響が出ます。汚染が拡大しないための対策は十分されていると思っておりますが、毎年水質検査をされております水質調査の箇所と検査結果についてお知らせを願いたいというふうに思います。

また、大気汚染にかかわる検査も行われている

と思いますが、同時に調査の箇所等検査結果についてお知らせを願います。

2点目は、旧焼却施設と炭化センターについてであります。旧焼却施設は、名寄と風連地区の2カ所にあり、炭化センターの竣工により平成14年に閉鎖となり、現在に至っています。新名寄市総合計画では、適切な処分が必要としておりますが、今日までの処分にかかわる庁内議論がされたのか、議論がされたとしたらどのような議論があって、結果としてどのようにしようとしているのかお知らせを願いたいというふうに思います。

また、炭化センターは建設がされて10年が経過し、設備の納入会社は既に存在をしております。この間名寄地区衛生施設事務組合が管理し、機械の補修、修理を維持しています。行政として炭化センターの使用についてどのような分析をされているのか、また今後についての議論はされているのか、議論がされているとしたら経過についてお知らせを願いたいというふうに思います。

3点目は、リサイクルの推進と最終処分場についてであります。名寄市における最終処分場は、市民の理解と行政の一定の努力により延命がされておりますが、今後は広域での最終処分場の建設が確認され、新たな処分場の建設に向け進むこととなりますが、今後の処分場のあり方についてであります。現在の可燃物処理をしている炭化センター問題とあわせてリサイクルの取り組みを考えるべきと思いますが、現段階での考え方があればお知らせください。

リサイクルの推進についてであります。11月の広報、平成24年度の決算に基づく有価物の売り払い状況が掲載をされました。有価物の収集以外に係る経費については掲載をされておりましたが、各品目別の経費についてわかる範囲でお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、大項目の2点目、名寄市立総合病院の現状と課題について質問いたします。名寄市立総合病院を外観から見ると、現在改築が進んでいる精

神科病棟の進捗率約40%に目がいきますが、一方で病院の経営問題についても気がかりな問題が起きています。経営にかかわって市長の行政報告では、市立総合病院の上半期の経営について、入院患者数は減少しているが、外来患者数は増加、医業収支は2億9,000万円の損失で、医業外収支、特別収支で1億5,700万円の損失と報告がありました。1億5,700万円の損失についての分析がされていると思いますので、分析の内容についてお知らせください。

また、新年度に向けた経営健全化に向けて、医業収益等の確保と院内の経費節減等についてどのように考えているのかお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、病棟における看護体制が7対1の変更に伴う患者への対応はどのように変わったのか、また看護師の労働条件は改善されているのかについてお知らせを願いたいというふうに思います。

名寄市立総合病院では、病院間の災害時等における相互支援が市長の承認を得なくても医師、看護師等の派遣ができる体制が昨年度内4市の公立病院で締結されました。この協定は、拡大をして考えれば災害被災者の受け入れも可能ではないかと考えますが、院内における体制はできていると確信をしておりますが、院内全体のものになっているのか、また災害時における院内の医療機器等の体制は整っているのかについてお知らせをください。

直接災害等にかかわりませんが、本年4月に利尻島の患者を防災ヘリでドクター同乗のもと名寄まで搬送し、手術に成功されました。ドクターだけでなく、多くの医療スタッフの連携により一命を取りとめたのではないかと思います。かかわった方々の労をねぎらうものです。近年救急搬送者が増加をしておりますので、救命救急センター設置の見通しについてお知らせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただき

ます。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 竹中議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は病院事務部長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、小項目1、水、大気にかかわる安全問題についてお答えいたします。水に関する水質調査につきましては、名寄市の「公害の現状と対策」で報告のとおり、毎年天塩川調査では名寄南大橋から天塩大橋までの10地点を年2回、6月と10月に実施しております。名寄川調査では、名寄川及び名寄川に流入する3河川を含めた8地点を年7回、5月から11月に実施しております。今年度の調査結果は、天塩川のデータについては環境基準を全て満たしており、名寄川のデータについては7月から9月に大腸菌群が環境基準を超過していた以外は基準を満たしております。名寄川の大腸菌群が環境基準を超過したことについては、大腸菌群の多くは流域土壌、河床堆積物など自然界由来によるものと思われ、天候の影響により数値が上昇したものと考えられます。また、嫌気性芽胞菌が毎月検出されており、今後も注視していく必要性がありますが、今年度水道事業において実施した調査によると、名寄川水道原水におけるクリプトスポリジウム、ジアルジアなどの微生物は検出されておられません。

続きまして、大気に関する調査ですが、当市では独自の調査を実施しておりませんが、公害防止協定を締結をしている企業1社から定期報告を受けており、臭気について規制基準を満たしております。また、大気汚染の一因となっております微小粒子状物質PM2.5については、道内の14カ所で常時測定が行われており、当市の近隣では旭川市に測定地点があります。測定値は、道内のホームページにおいて公表しており、昨年の傾向を見ますと12月から2月の冬期間に高い値となっており、環境基準35マイクロメートルを超過し

た日が数日ありましたが、環境省の注意喚起が必要な暫定的な指針である70マイクロメートルを超過した日はないということであります。

次に、小項目の2の焼却施設と炭化センターについてであります。旧焼却炉については平成14年度に旧名寄市と旧風連町がそれぞれ閉鎖し、11年が経過しました。名寄市が単独で解体するためには多額の費用がかかること、国庫補助の活用については跡地利用が条件であり、利用の具体的な計画がないことから、現在に至っております。今後炭化センターの施設整備やリサイクル関連施設を含め将来の効率的なごみ処理計画を立てる中で整理されるものと考えております。炭化センターの施設使用については、平成15年には供用開始され、起債償還が15年であることから、平成30年以降も使用し、さらに継続運転を想定しております。

一方、製造プラントメーカーの事業からの撤退や原油の高騰など施設を長く使用することが必ずしも効率的な施設運営につながらない要因と考えております。現在新たに音威子府村を加えた4市町村の構成による名寄地区衛生施設事務組合で広域最終処分場を平成30年4月、供用開始目標に進めているところであり、その幹事会で次期ごみ中間処理施設の処理方法と建設時期等についての検討が必要であるとしております。名寄市としては、広域処理を中心に次期ごみ中間処理施設がどうあるべきかを検討していくための調査が必要であると考えており、関係市町村と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、リサイクルの推進と最終処分場についてお答えします。平成24年度のリサイクル売払収入について、広報11月号に掲載しており、総重量691トン、収入として1,129万2,000円と報告しております。リサイクル品は、有価物だけでなく、資源化にするため手数料がかかるものもあります。瓶、プラスチック容器、包装類、廃蛍光灯、有価にならない紙容器等約68

0トン処理しており、リサイクル量全体としては約1,371トンとなります。品目別経費は、アルミ、スチール缶で処理委託料は約430万円、プラスチック容器、包装類は約470万円、ペットボトルは約180万円で、収集以外の全体経費は2,800万円ほどかかっています。しかし、最終処分場の延命化から見たとき、埋め立て重量で18.5%が減量できたことになり、処分場経費も1,000万円以上の削減効果があったこととなります。最終処分場の延命化ということでは、小型家電リサイクル法、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成25年4月1日施行され、4月より小型家電の取引業者の認定業者の受け付けが開始されました。名寄市としても認定業者と協議をしているところであり、最終処分場の延命策でもありますので、早期に取り組めるよう検討していきたいと思っております。また、次期ごみ中間処理施設の対象物と建設時期が処分場の延命に大きくかわりますので、構成市町村の協議の場で方向性を確認していきたいと考えています。リサイクルの推進については、市民の御協力をいただき、できるだけ経費をかけず、効率的な循環社会の構築を目指してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 私からは、大きな項目2点目の名寄市立総合病院の現状と課題について申し上げます。

初めに、経営の現状と課題について、本年度上半期の収支の分析からお答えをいたします。まず、収益についてであります。入院収益では対前年度比で患者数の減少があったものの、7対1看護基準の取得、在院日数の短縮などにより1人当たりの平均単価が上昇いたしました。一般科では4万8,159円が5万5,235円、14.7%アップをしております。これらにより1億8,630万円の増収となりました。外来につきましては、患者

数の増加、平均単価の上昇、外来の一般科では9,663円が9,893円、2.4%アップをいたしました。などによりまして、7,892万円の増収となりました。稼働額の伸び率が大きい診療科は、入院では循環器内科、呼吸器内科、小児科など、また外来では消化器内科、眼科などが大きくなっております。一方、費用につきましては、医業収益の増加に伴う材料費、職員数の増加などによる給与費、施設設備の増加などによる減価償却費などがそれぞれ伸びたことなどから、2億6,324万円の増加となりました。

次に、特別収支につきましては、企業会計では発生主義の方法をとっていることから、出納閉鎖期間が存在せず、年度がかわって新年度に入った後にレセプトの査定減などが発生した場合には、過年度損益修正損として特別損失に計上することになっておりますが、今年度は電子カルテシステムの一部ふぐあいなどがありまして、例年より多額の特別損失が発生することとなり、収支全体では1億5,728万円の損失となったところであります。

次に、新年度に向けた医業収益の確保と院内における経費節減などの考え方について申し上げます。市立病院では、本年度から院長、副院長、統括診療部長、各部長11名で構成する病院経営会議を設置いたしまして、市立病院が目指す方向性や病院経営について議論をしております。11月の会議の中では、精神科病棟の改築終了後も1つとして現精神科病棟の解体と外構、駐車場工事、2つとして院内保育所の整備、3つとしてCT、ハイブリッド手術室など大型医療機器の更新整備、4つとして眼科、麻酔科、精神科外来が新棟へ移行した後の外来再編工事など今後も大型の事業が続くこと、また2年ごとに改定される診療報酬、ベッド数に応じて措置される地方交付税の伸びなどが期待できないことから、収益の確保と経費の削減などについて改めて協議をし、次週の院内の各科代表などで構成する管理運営委員会で職員に



対し周知徹底を図ったところでございます。

主な内容は、収益確保では1つとして医師、看護師等の人材の確保、2つとしてDPCの適正なコーディングや医学管理料ナビなどのソフトを活用しての請求漏れ対策の徹底、3つとして看護基準7対1の安定した運営、4つとして精神科病棟移行後に精神科の看護基準は今15対1なのですけれども、それを13対1への取得を目指すことなどを、また経費の削減では業務の見直しによる時間外の削減、経営コンサルを活用しての診療材料、薬剤などの抑制、臨時職員の適正配置などについて改めて確認をしたところでございます。

次に、(2)の看護体制の変更後の病棟の変化についてと看護体制変更に伴う看護師の労働条件の変化につきましては関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。看護師の配置につきましては、近年の1日平均入院患者数の推移から算出した7対1の看護基準に必要な看護職員数に一定のめどがついたことから、ことし7月に北海道厚生局へ変更届を提出し、8月1日から実施しているところであります。7対1の導入によりまして入院患者への対応や看護師の労働条件が直ちに改善されるものではありませんが、看護助手、看護補助、病棟事務クラークなどの採用により看護助手などを含めた看護職員数は3年前に比べて55名ふえておりまして、総体的には看護師がベッドサイドに行く時間や説明などの対応時間に使える時間が多くとれるようになってきたものと理解をしております。看護師の労働環境の改善は、安全、安心な医療の提供と医療サービスの向上に欠かせないものであると認識をしておりますので、今後もよりよい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)の災害時における院内の体制について申し上げます。一昨年の中日本大震災の経験を踏まえ、当院においても災害時の医療体制の充実強化に向けた取り組みを進めており、平成24年8月31日に災害医療の確保と医療機能の充実

を図ることなどを目的として、災害時における病院間の相互支援に関する協定を当院と函館、釧路、砂川の各市立病院と締結いたしました。協定の支援内容としては、医薬品、医療材料、食料、そのほか応急物資の調達、医療スタッフの派遣、重症患者の移送等でありまして、被災病院における医療支援活動が円滑に遂行できるよう必要な事項について取り決めを行っております。道内各地域の地域災害拠点病院と災害時における優先的医療相互支援体制を構築することにより、それぞれの地域の災害医療確保に大きく寄与するものと考えております。

院内における災害時の患者の受け入れ態勢としましては、現在建設中の新精神科病棟の1階カフェコーナーと3階の体育館、研修室、会議室などを災害時の緊急トリアージや患者収容スペースとして利用ができるよう医療ガスユニットと非常電源設備を整備し、患者受け入れ時に混乱を招かないよう整備を進めているところであります。

災害発生時の患者の受け入れ訓練は、去る11月8日に全国自治体病院協議会北海道支部主催による災害が発生したと仮定した連絡訓練を会員病院統一で行いました。院内全体での訓練は、平成21年度に実施以降行っておりませんので、新病棟完成後の対応を含めたマニュアルの整備を行うとともに、訓練の定期的な実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時における医療機器などの整備に当たっては、最も重要となるのは電源の確保であると認識しております。現在非常用発電機からの電源は、生命維持装置やCT、血管造影などの大型医療機器への供給をメインとした配線設備となっておりますが、年1回の電気設備保安点検作業時には大型医療機器などへの電源供給ができなくなってしまう状況であります。そうした場合でも大型医療機器を常時使用できるように整備するには、高圧線配線設備などの改修工事が必要となり、CTのみの工事でも相当の改修費用が発生すること

から、ほかの施設設備の優先順位との兼ね合いも含め、救命救急センターの設置にあわせて検討してまいりたいと考えております。今後も引き続き災害時においても医療行為が継続できる体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、救命救急センターの設置の見直しについて申し上げます。救命救急センターにつきましては、平成24年12月に北海道が中心となって策定しました自治体病院等広域化・連携構想上川北部地域行動計画において計画期間の平成29年度までに名寄市立病院がするべきこととして、指定に向けた整備をするということが明記をされました。指定に関しての手續は、事前調査から運用開始までに12カ月から14カ月程度必要で、最終的には道からの設置要請を承諾して指定を受けることとなります。課題としては、10床以上20床未満のベッドの設置場所など基準に沿った施設の設備改修、さらには救急専任医師の配置、4対1看護基準を満たす専任看護師の配置などが挙げられます。中でも医師と看護師の確保が大きな課題となります。医師につきましては、当院の救急専門医のほか、旭川医科大学救急医学講座と連携を図りながら、医師確保に努めてまいりたいと考えており、また看護師については看護基準7対1の安定した運営を図るためにもより一層の看護師確保対策を進めてまいります。さらなる地域完結型の医療提供体制構築のため、できるだけ早急に救命救急センターの指定が受けられるよう課題解決に向け引き続き努力してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それでは、それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をしたいというふうに思います。若干前後するかもしれませんが、御理解をいただきたいというふうに思います。

まず、1点目の環境づくりの問題でありますが、

先ほど答弁の中で水質検査にかかわって名寄川での大腸菌の検出がされたというふうに報告がございました。それでも中身的には土壌による自然界からの大腸菌ということでありましたが、名寄川の場合は特に名寄地区における上水道の取水という状況にあるわけでありまして、これは市民部というよりも建設水道部にかかわってくる問題であります。このことにかかわっての市民への影響あるいは対処方がどのようにされたか、まず1点目お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 上水道にかかわる再質問をいただきました。御存じのとおり、今議員から御指摘のとおり名寄川から水道水を引いているということで、たまたまその時期は高温が続いて、一時大腸菌が検出されたということでございます。ただ、上水道におきましては平成16年4月に水質検査の基準法が改正が行われまして、水質検査項目につきましては50項目ということで、原水あるいは配水する段階において検査しております。検査につきましては、毎日1回以上する項目、これらはpHあるいは味だとか、臭気だとか、色度だとか、そういったものでございます。また、月1回以上実施する項目、あるいは年4回以上実施する項目、そして発生時に実施する項目、今御指摘あったような大腸菌の問題であるとか、そういった部分等については適時検査をして、それなりの薬品等を入れまして市民生活、飲用に至って影響のないような水質にして市民の皆さんに提供していると、そういう状況にあります。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 今答弁がありまして、安全なものにして市民に供給をしているということでもありますけれども、中身的には非常に水というのは重要なものでして、そういう意味からいくと名寄川の検査については通常の扱いでいくと年8回というふうに言われましたけれども、今答弁

いただいた中身でいくと水道の扱いについてはそれぞれその日、その日の検査をとということでありますから、安全な水が供給されているというふうに思って構わないというふうに確信をさせていただきませんが、ただちょっと方向を変えてと言ったら言葉に語弊がありますが、実は名寄は水がいいということで、地下水、井戸水を活用している家庭がかなり多いというふうに思っています。天塩川水系と名寄川水系に近いところはかなり水がいいのでありますが、近年舗装率が高まって雨水が地下水に浸透しなくなってきて、結果的にはそれが汚染の原因につながっているということが実は数年前から指摘をされているのです。私の地区でも数年前に検査をした結果、大腸菌が出て、中身的には上水道に切りかえたという状況がありますけれども、名寄市内における地下水、井戸水の利用をされている戸数というのはどのぐらいあるのか、わかっている範囲で結構ですが、ちょっとお知らせ願えればと思います。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 大変申しわけございません。今手持ちに資料を持ち合わせておりません。後ほど御報告させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 持ち合わせていないということでは、それはそれでいいのでありますが、行政で年に1回市民からの水道水以外の水の検査というのをやられていると思うのですが、実は井戸水がどのぐらい使われているか、戸数が使われているかによって検査率がどうなのかというのを聞きたかったのでありますが、そこは聞いても仕方がないので、また別なときに聞きたいというふうに思いますが、ただ私も数年に1回検査をさせていただいているのですが、問題ないということで飲んでいますが、検査をして大腸菌等々が出た場合の取り扱いとして、結果的には上水道を使用しなければならないということになるわけです。

私の地区の先ほど話した方は、結果的には市にお願いをして上水道を引っ張ってもらって、引いてつけたという状況になっていますから、そういった意味でいくと今後そのようなことがあれば即配管ができるのかどうか、その辺についてはどのような考えでおられるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 水質検査等につきましては、地下水の利用されている方につきましては水道週間も含めて広報等で周知をしていただいて、それで検査していただきたいという申し出がございましたら、私どもは水をとりに行つて、その都度検査をして、御報告をして、もしこれがこの水は飲料的に不適ですよというような形になりますと、当然給水エリアである地域においては給水管を新たな管網を引いて水を使つていただくと、そういうようなことで、そういう市民からの問い合わせに対しては常時整備を図っている状況にあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 理解をいたしました。

それでは、もとへ戻つて市民部に聞きたいことがあるのですが、先ほど天塩川、名寄川の水質検査を10回と8回ですか、やっているということでもありますけれども、大河川外、いわば小河川あるいは河川外でのこの半年間鉱物というか、油系あるいは劇薬系の流出の事故があったのかどうか。あったとしたら、その件数と対応についてちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 河川への鉱物系、劇薬等の流出事故の発生状況ということでございますけれども、名寄市においては現在発生についてはございません。ただ、市内において油の流出事故が発生をしております、平成23年度、24年度ではそれぞれ10件、今年度は既に10件発

生をしているということで、増加している状況になっています。今年度の油の流出事故の内訳でありますけれども、土壤汚染が8件、河川への流出が2件であります。被害の拡大防止措置ということで、土壤汚染については土壤の掘削による浸出の防止、河川への流出においてはオイル吸着マットの使用ですとか、オイルフェンスの設置などの指導をしております。また、浸透による地下水汚染のおそれがある場合には、近隣の地下水利用者への影響など状況把握を行っております。先ほども申しましたけれども、近年大変油の流出事故が多いということで、特にホームタンクの劣化による漏えい事故が発生をしているということから、市の広報あるいはホームページにおいて現在注意喚起を行っているところであります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） わかりました。河川というよりも土壤への汚染ということですから、これも地下に流入ということでもありますので、それは対処方間違いのないような方法でお願いをしたいというふうに思います。

次に、同じ水質検査の関係で、実はもう既に対応しなくてもいいのかもしれませんが、旧日進地区に最終処分場があったわけですが、そこでの検査、いわば汚水とは言いませんが、水が若干流れて出ているところもあるわけですが、その検査等の扱いがされているのかどうか、されていないとしたらなぜされないのか、あるいは年数がたっているから必要ないということなのかどうか、その辺についてわかればお知らせを願いたい。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 旧日進の処分場については、環境省の廃止に係る基準省令によって閉鎖の措置がなされて、廃止届が済んでおります。この廃止届によって、処分場が生活環境保全のために必要とされる水処理など日常的な維持管理を行わなくてもよいとされておりまして、現在は廃

棄物処理法の規制下でないということから、浸出水の検査については行っておりません。ただ、過去においては17年、18年……議員のほうからも御質問をいただいた、たしか決算委員会がございまして、19年、20年に検査はさせていただいておりますけれども、それ以降については今申し上げた状況で、検査についてはしておりません。以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 旧日進地区の最終処分場の扱いについては、検査した当時は出なかったということで、また国の指定外ということになったということで、それは理解をしますが、結果的には処分場でありますから、昔の処分場、何が入っているかわからないという、そういう状況でありますから、何年かに1回は検査をしてはどうなのかなというふうに思いますが、その辺の扱いについては検討を求めておきたいというふうに思います。

あと、リサイクルの関係で、市長の行政報告の中で繊維全般にかかわって昨年度より取り扱い量がふえたという状況にあります。報告がありましたけれども、中身的に繊維の問題だけでなく有価物の取り扱いも行政としても少し市民にアピールをする必要があるのではないかと私は思っております。昨年と違って、ことしの4月からの扱いで繊維類全般的に扱えるということですから、まだまだ恐らく集まるのだろうと。市民への周知徹底も含めて、私は足りないのではないかとこのように思っていますし、もう一つ、先ほど各有価物の状況について報告がありましたけれども、非常にアルミ缶だとか、スチールもそうですけれども、トン当たりの単価が高いものが家庭から、誰とは言いませんけれども、軒先から持ち去られるという、そういうことがいまだに続いているのだけれども、結果的に行政が金をかけて市へ出すということが一方で一市民が持っていってしまうということであれば、費用何ぼかけてもだ

めだということでもありますから、その辺の対策、1階に有価物持ち去りストップ、禁止のものも置いてありますから、そういうのも前回は話したと思いますが、もう少し市民にアピールをして、そういうものをつけて出すことが重要だというふうには私は思っていますが、市民へのPRも含めた考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 有価物にかかわって衣類、古着の関係とかについてもお話がございましたけれども、ことしから綿50%以下でも回収ができるというふうになりまして、10月現在で見ますと既に5,308キロ古着に関して集約をしております、去年の実績では1年間で1,572キロでございまして、もう既に3倍以上実は回収をしているという状況になっています。これについては、大変周知不足ということについてはございまして、広報に1度、全戸に回るチラシを配布をさせていただきました。あと、町内会の役員さんの懇談会において市からの案内ということでさせていただいたのですが、まだまだ不十分な点については否めないというふうに考えてございますので、先ほど言われましたせっかく市民の皆さんが玄関先に出した有価物について持ち去りがされるという状況についても十分対策についてはされていない面もたしかにあらうかなというふうに思っております。議員先ほどお話にありました、市としては独自のステッカーといいますか、持ち去るなど、これは市に出したものですというステッカーなどを無料で配布をしながらやっているところでもありますけれども、その辺のPRもあわせてもう一度周知徹底を図らせていただきたいと思いますというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 繊維類の扱いもなぜもう少し市民にアピールをと言ったのかというと、結果的に名寄は焼却ではなくて炭化なものですか

ら、衣類は炭化にならない。結果的には、最終処分場に行くわけです、出さなかったら。そういうことも考えると、最終処分場をつくるのに膨大な金がかかるわけですし、そういうところでの再利用も含めて市民にPRをするということも私は重要だというふうに考えていまして、そのことで今回の問題について質問させていただいたわけで、理解をいただいて、もう少し市民へのPR、広くやっていただければというふうに思います。

もう一点、大気汚染の扱いであります、市としてはやっていないと。やっているところとしたら、王子板紙さんと炭化センターでしょうか。問題は、市内で実はまだ野焼きというか、野焼きとは言わないのかどうか、ダイオキシンを発生をさせている業者がまだいるのであれば、ちょっとこの秋口は見えていませんが、そういう業者がまだいるのであります。ここは、法に照らしてというふうにならないのかどうか。ここ何年か前にも私質問をして話をしたというふうに記憶をしておりますが、非常に大きな問題になるのではないかとこのように思っていますが、やっている本人は一向にやめる気配ないという状況でありますから、その辺の考え方について個人名は伏せますが、ちょっともし考え方あればお願いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 野焼きにつきましては、本来犯罪ということでもございまして、5年以下の懲役なり罰金も科せられるという状況になってございます。本年についても3件野焼きについての情報提供がございました。担当としては、現地を確認をさせていただいて、注意、指導も行っておりますけれども、今議員がお話しになっている件についても既に担当のほうで指導には行ってございますけれども、なかなか私どもの指導では納得してもらえないような状況もございまして、警察とも連携をしながらやりたいということで考えてございます。いずれにしても、現地でそのような野焼きをやっているという現認確認も含めて、

警察の対応もいろいろ出てくるだろうというふう  
にちょっと思っています、連携をしながらやっ  
ていきたいというふうに思っていますので、ぜひ  
御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） 野焼きといってもいろ  
いろありまして、農家の野焼きとまた違った問題  
が大きなダイオキシンが出る、発生するものを焼  
いているわけでありまして、焼いているというよ  
り燃やしているというふうに言ったほうがいいの  
ですか、そういう状況でありますから、毎日行け  
とは言いませんが、ある程度巡回もされているよ  
うでありますから、市民部長が言われたように犯  
罪でありますから、その辺はもう少しきちっと対  
応、対処方求めておきたいというふうに思います。

あと、実は総合計画の中でストックヤードの整  
備というふうにならわってしまっていて、現状紙等々  
の扱いについては今個人の企業さんの倉庫を借り  
て、そこでというふうになっているというふうに  
思いますが、この間ストックヤードの整備につい  
て行政としてどのような議論がされているのか、  
あるいは今後も民間の倉庫を借りての集約になっ  
ていくのかどうか、その辺についてお聞かせを願  
いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） スtockヤードにつ  
いては、総合計画の中でもうたってございますが、  
今後30年に向けての最終処分場の関係でありま  
すとか、総体的な名寄あるいは広域でのごみ処分  
も含めた中でのリサイクルの方法について協議を  
していく必要があるというふうに思っています。今  
午前中御質問がありました小型家電の関係につ  
いても量によってはやはりストックヤードが  
必要になることもあるかもしれません。その辺も  
名寄だけではなくて、今後広域というような議論  
もされるかというふうに思っています。今  
はつきりどうこうということの説明にはなりませ  
んけれども、いろいろと研究をしながら計画をし

ていきたいというふうに思っていますので、御理  
解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） スtockヤードの扱い  
については、今後新たな計画の中でやるのかどう  
かわかりませんが、ただかわりを持ってくるの  
は、先ほど炭化センター平成30年以降も使いた  
いという話が答弁されました。恐らく今後炭化セ  
ンターのかわりになるものは焼却施設だろうとい  
うふうに思っています。道内でも単独、広域にか  
かわらず焼却施設が多いわけですが、そのこと  
よってのいろんなペットボトルも燃やせる。ペッ  
トボトルと言ったら怒られるね。プラスチックも  
燃やせるでしょうし、そういうことも含めてでき  
るとしたら、やれるとしたら、一つのヤードがそ  
こにはまるということも結果的には考えられるわ  
けで、今後の扱いとしては焼却施設の扱いと同時  
的な建設の問題も含めて考えるべきだというふう  
に思いますが、御見解あればお聞かせを願  
います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 今議員が言われたと  
おりでございまして、ストックヤードの関係につ  
いても、あるいは炭化センターの関係についても  
先ほどもちょっと言いましたけれども、具体的な  
ものについては私今持ってございせんけれども、  
名寄市はもとより広域の中で検討される課題だ  
というふうに思っているところであります。それと、  
焼却の関係とかについては、まだ具体的に今方向  
性について出せるというふうには思っています。今  
から広域の中でまた話をしていかな  
ければならないと。課題であるという認識でござ  
います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それでは、もう時間が  
ありませんから、市立病院にかかわって何点かお  
聞かせを願いたいというふうに思っています。

市立総合病院地域指定を受けて非常に重要な役割を担ってきておりますけれども、そういった意味でいきますと現状、先ほどの中身、答弁ありました上期の赤字の問題もかなり大きな行政としてのウエートだろうというふうに思っています。佐藤靖議員がどう黒字にするかという一つの方策としての問題として、薬品の共同購入だったり、ジェネリックの取り扱いだったりという、その辺の中身がありましたけれども、もう一方でことし会派で三重の松阪市民病院に視察をさせていただきました、市立総合病院でも松島事務部長さんも行かれたというふうに聞いていますが、名寄との地域条件あるいは医療環境が違うということもあるのでありますけれども、そこで聞いたのは経営のビジョンあるいは成果、今後の展望というものははっきり出して、スタッフと一体となって赤字から黒字に転換をさせたという、そういう中身を実は報告を受けました。松阪方式と言ってしまえばいいのかどうかは別にして、名寄も一部取り入れているという状況でありますけれども、院内における松阪方式についての議論が大分されているかどうか、今後の展望も含めてということではありますが、その辺ちょっとあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） 今竹中議員から御指摘ありましたように、私も2年前、東京の研修の後にちょっと寄ってきまして、すばらしい取り組みをしているなと思ったところでございます。あそこまでできているのはそんなにないのですけれども、1つとしては経営企画に関するポジションを明確にあそこは置かれております。うちも経営企画室のようなものを考えてはいるのですけれども、いかんせん限られたスタッフであるということと、その責任者は医師がついております。ですから、その部分の責任者をどの先生にやっていただけるかですとか、総合的な私ども事務の職員が兼務、兼務では余り意味がござい

ませんので、その部分は課題として、これからどう解決して経営企画室をつくっていくのかというのが大きな課題なのかなと。その前段として、実は今年度から先ほどの答弁でも申し上げましたように経営会議というのをつくりまして、病院の姿ですとか、取り組む方向性、あるいはどんな事業をやってくのだというのを月に1回定期的に開催をして、そこで話し合ったものを翌週の管理運営委員会等で周囲の各課の代表を通しまして職員に通知をしているというような、そういう取り組みは、将来の企画室に向けてその第一歩としてその取り組みを行いました。あとは、あそこの責任者、世古口先生とって伊勢市民病院の事業管理者が今経営企画室に、責任者でやっているのですけれども、特に収入対策、あの先生は落ち葉拾いということで、小さな請求漏れもなくしていこうと、そういうようなことを常々言っておりまして、特にその部分ではDPCの適正なコーディングですとか、先ほど申しました医学管理料ナビ等のソフトを入れたこと、あと委託業者との定期的な会合などを少しずつではありますけれども、参考にして取り入れて努力しているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 竹中議員。

○8番（竹中憲之議員） それでは、最後になるのか、もう時間がありませんが、ちょっと2点ほどお聞きをしたいのですが、市立病院として看護師の資格認定制度を取り入れて、特定分野にかかわって看護師がそこで技術を上げるというか、そういうことをやっているわけではありますが、名寄における認定看護師の現状についてともう一点、特定医療ができる特定看護師制度というのがこの10月に実は一定の方向性が出されて、聞くところによると来年度の通常国会で保健師助産師看護師法が提出され、通過されれば中身的に審議会等々を設置をされて、そこで議論がされるということのようではありますが、この制度について病院として大病院、大きな病院、総合病院では余

りメリットないのかもしれませんが、しかし民間だとか、介護施設だとか、医師の少ないところではかなりメリットあるというふうに言われています。そういった中身について病院内での議論がもしあるとしたら、その中身についてお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（松島佳寿夫君） まず、認定看護師制度のほうからなのですけれども、現在当院では認定看護師5名おまして、平成24年度からは認定看護師を目指す職員に対しまして受講料の2分の1プラス交通費の支援を100万円を上限にそういう助成制度をつくりました。また、認定看護師の資格を取った後に認定看護師手当として特殊勤務手当条例の改正をいただき、月に5,000円ではありますけれども、そのような手当を支給しております。その制度ができてから3名、去年からことしにかけてその制度を利用してふえました。当初は3名いた人が1名やめて2名になって、また3名取って、今現在5名が要はスキルアップ、それを目指して、またその後に続いてくる者も出てくるものとして期待をしております。また、さきの看護学科との交流生、ナースカフェでも認定看護師は皆さん参加をさせていただいて、いわゆる入ってからモチベーションを高めて認定看護師はこういうことをやっているのだよというのを学生に伝えていただくなど、将来看護師を目指す学生に対してもそういうような役割を担っていただいております。

また、特定看護師の制度につきましては、議員がお話したとおり、ずっと何年か前からこのお話はあるのですけれども、医師会等のいろいろな課題もありまして、なかなか進んでいないのが現状でございまして、当院は医師も今57名おまして、この制度はお話がありましたように基本的には小さな診療所ですとか、特養ですとか、そちらのほうがいわゆる医師の指導のもと特定の医療ができるということですので、市立病院としては

本格的にまだこの制度の議論はしておりませんで、今後の推移を見守りたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 斎藤上下水道室長。

○上下水道室長（斎藤一彦君） 先ほどの地下水の利用戸数についてお答えしたいと思います。

地下水の使用につきましては、下水道に接続している戸数につきましてはうちのほうで把握しております。その戸数につきましては、510戸という押さえ方をしております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

観光の振興について外2件を、川口京二議員。

○6番（川口京二議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大きな項目で3点質問をさせていただきます。

最初に、観光の振興から3項目について質問をさせていただきます。まず、ひまわり観光について伺います。市は、平成20年度からサンピラーパークのひまわり畑をメインにひまわり観光を展開してまいりました。平成23年度公開の映画「星守る犬」のロケ地になったこともあり、名寄のひまわりに対する認知度も高まり、さらに観光に力を入れているところであります。努力のいかにもあり、夏の風物詩として市民や観光客から親しまれるようになってきたところだと思っておりますが、現状と課題について伺います。また、今後の取り組みについて伺います。

次に、ご当地グルメ開発・PR事業について伺います。名寄市は、ご当地グルメとして煮込みジンギスカンを道内や道外のイベントなどに出演し、名寄市のPRに努めているところですが、その成果と課題について伺います。また、今後の方向性について伺います。

次に、マスコットキャラクターについて伺います。名寄市のマスコットキャラクターなよろうが誕生して1年以上が経過し、市民の皆様からも愛され、貸し出し回数も大変ふえていると聞いてい



ますが、貸し出し実績はどのようなのでしょうか、伺います。

大項目2点目は、路上駐車について伺います。市内を回っていてよく感じるのは、名寄市は大変路上駐車が多いことを感じます。駐車禁止区間や歩道にもとめている車をよく見かけます。車は、駐車場にとめるのが原則です。道路は、公共場所なので、路上駐車は他の人に迷惑がかかるばかりか交通事故の誘発にもなりかねません。また、これから冬に入り、除雪等の妨げにもなります。さらに、観光を目指すのであれば景観にもよくありません。市は、路上駐車の状態をどのように認識されているのか伺います。

また、路上駐車を減らすには、警察や交通安全協会等との連携も必要かと思いますが、現在どのような対策をされているのか伺います。

大項目3点目は、市立図書館について伺います。市立図書館は、築43年と古く、施設の老朽化のため今年度外壁補修やトイレや録音室等の改修工事を行い、10月末に完了したところです。しかし、駐車場には凹凸があり、また図書館北側の通路は砂利道のため、さらに凹凸がひどい状態です。市民の多くの方の利用もあり、安全のためにも整備の必要を感じますが、今後整備をする予定はないのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 川口議員からは、大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は市民部長から、大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、大項目1、観光の振興について、1つ目のひまわり観光についてお答えいたします。当市のひまわり観光については、平成19年度の智恵文におけるひまわり畑が中止されて以来、道立サンピラーパークを中心に展開し、平成23年6月公開の映画「星守る犬」を経て現在に至っており

ますが、サンピラーパークにおけるひまわり観光の入り込み客数としては平成21年度が1万5,000人、22年度は映画ロケのために実施をしておりません。23年度が2万7,190人、24年度が2万3,024人、そして25年度が1万8,131人となっております。映画による名寄のひまわり観光としての知名度が向上し、映画公開翌年度の23年度は最も多く、21年度比81%と増加しましたが、その後24年度は前年度比15%の減、25年度はロケセットが解体されたこともあり、21%の減となりました。また、6年間の連作によりサンピラーパークのひまわり畑の地力が弱まっていることに加え、特に今年度においては雑草等に管理が行き届かない状態となっており、非常に厳しい状態となっていました。今後は、名寄市観光交流振興協議会ひまわり部会事業として道からサンピラーパークの指定管理を受けている名寄振興公社と協議しながら、作付や地力維持に関しては農業振興センターの技術指導も受け、市民はもとより多くの観光客の方々に楽しんでもらえるひまわり畑観光を実施してまいります。

続いて、2点目のご当地グルメ開発・PR事業についてお答えいたします。昨日の佐藤靖議員の答弁と重複する部分もございりますが、お許しをいただきたいというふうに思います。名寄市観光振興計画に登載している本事業につきましては、昔から多くの市民に食されてきたジンギスカンをその食べ方に注目して全国にPRし、名寄市の知名度向上、地域おこしを図るため、なよろ煮込みジンギスカンと命名し、第746煮込みジンギスカン艦隊によるさまざまな取り組みを進めています。市内はもとより道内外のイベントに出展して名寄市のPRに努めるほか、ロゴマークも商標登録いたしました。また、本年9月に開催された2013北海道・東北B-1グランプリ in 十和田にも初めて出展し、残念ながら入賞は逃しましたが、約4,000食を完売し、好評を博したところでござ

います。さらに、ニチロ畜産株式会社からなよろ煮込みジンギスカンが商品化され、10月から商標を活用したパッケージで全道の大手スーパーのほか、どさんこプラザといった首都圏等のアンテナショップでも販売されており、名寄市のさらなる知名度向上に寄与しております。

さらに、NPO法人北海道遺産協議会では、北海道遺産構想として新しい魅力を持った北海道を創造していく運動に取り組んでおり、北海道遺産であり、次の世代に引き継ぎたい北海道の大切な宝物の一つであるジンギスカンのさらなる普及のため、地域ならではの活動に取り組んでいるなよろ煮込みジンギスカンを新たな担い手として北海道遺産に選定したい旨のお話をいただきましたので、このほど北海道遺産への選定申請を行ったところであります。今後もさまざまなイベントに出展して、さらなる名寄市の知名度向上を図るほか、市民理解もまだまだ十分とは言えませんので、市民の皆様にはふだん多く市民が食しているジンギスカンによる地域おこしであることを理解していただくために、本年作成した煮込みジンギスカン用の大型の鍋を広く市民に貸し出すなど、周知普及に努めてまいります。将来的には、ジンギスカンの食べ方のスタンダードの一つとして煮込んで食べる名寄流が認知されるものと信じており、テレビやラジオでの取材、報道、雑誌での取材、掲載など地道にはありますが、認知度向上が図られてくるものと考えております。いずれにいたしましても、ひまわり畑観光もなよろ煮込みジンギスカンにつきましても本市を広くPRしていく一つの手段として、今後も展開してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

続いて、3点目のマスコットキャラクターについてお答えいたします。名寄市観光キャラクターなよろうは、昨年8月にお披露目し、着ぐるみについては翌9月から多くの皆様に親しんでいただくために、市内外のイベント等に広く貸し出して

おります。その実績ですが、平成24年度は利用を開始した9月以降になりますが、58回、うち市内イベントが51回、平成25年度は11月末時点で58回、うち市内イベントが54回となっております。市民の皆さんへより親しんでもらいたいという考えから、市内と市外のイベントが重なった場合には市内での貸し出しを優先していることもあり、ほとんどが市内での利用となっております。

また、デザインの使用につきましては、営業行為にかかわるものについては許可申請、その他の場合は届け出となっておりますが、平成24年度は許可申請が8件、届け出が25件、平成25年度は許可申請が16件、届け出が26件となっております。

以上、私からの答弁といたします。

**○議長（黒井 徹議員）** 中村市民部長。

**○市民部長（中村勝己君）** 私からは、大項目2、路上駐車についてお答えいたします。

小項目1、2について関連がありますので、一括して答弁させていただきます。名寄市内の路上駐車については、議員が御指摘のように、特に西3条と西4条の仲通、4丁目から5丁目、デパート前など繁華街の駐車禁止の場所に長時間駐車をしている車両を見ることがあります。また、それ以外の市街地においても路上を車庫がわりにして日常的に駐車をしている車両が見受けられます。駐車禁止場所における放置駐車違反については、御承知のとおり道路交通法により反則金が科せられます。また、道路上に自動車を日中8時間以上、夜間は12時間以上駐車した場合、自動車の保管場所の確保等に関する法律により罰則があり、3カ月以下の懲役または20万円以下の罰金に処するとしています。こういった反則金や罰金があるにもかかわらず違法駐車が減らないのは、言うまでもなく違反行為者の自覚の低さや昨今の厳しい治安情勢のもと駐車違反取り締まりのための人手不足ということも一因して、違法駐車を十分に抑

止することが難しくなっているのではないかと思われます。冬道での路上駐車は、消防車や救急車、他の車両の通行を妨げたり、除排雪作業の大きな支障になったり、歩行者への危険性が高くなってしまいます。市の建設水道部では、除雪の妨げとなる路上駐車をしないよう全戸にチラシを配布し、市民に注意喚起を促しているところです。現状を踏まえ、今後悪質な路上駐車を抑止するため、警察署、名寄市交通安全運動推進委員会、名寄地区交通安全協会連合会など各関係団体と連携を図り、違法駐車車両にチラシを張るなどして交通の安全を確保し、適切な道路環境にしていきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、市立図書館につきまして駐車場と北側通路の整備についてお答えをいたします。

御案内のとおり、市立図書館は施設改修を10月末に完了しまして、トイレや録音室等の環境改善が図られるとともに、図書資料の安全な保管が可能となりました。一方、施設外の駐車場や北側通路におきましては、議員御指摘のとおり地盤が悪いため、路面の凹凸がひどく、これまでも砂利を敷いて路盤の補修を行っておりますが、数カ月後にはまた凹凸状態に戻る状況となっております。今後におきましても舗装など抜本的な対応を図るまで時間を要すると判断をされますので、複数回砂利を敷くなどこれまで以上にきめ細やかな対応を実施し、路面状況の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、ひまわり観光の観光入り込み客数について伺いますが、23年度が約27万人、24年度が約2万3,000人、25年度が約1万8,000

人とだんだん減少しているわけですが、減少した要因は何だったとお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま再質問をいただきました要因でありますけれども、第1に映画の公開から2年が経過をいたしまして、その効果が落ちてきたことが挙げられます。また、平成23年度からの詳細分析によりますと、入り込み数のピークが8月上旬から中旬のお盆までとなっております。中でも土日に集中しておりましたが、今年度はその時期の天候が不順でありまして、特に土日にはほとんど雨天に見舞われたことが大きな要因というふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 年度ごとの比較はわかったのですが、年度ごとの目標数はありますか。また、ことしはそれを上回っているのでしょうか、下回っているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 年度ごとの目標数についてでありますけれども、名寄市観光振興計画におきまして計画期間である平成24年度から33年度の10年間のうち、26年度までは具体的な数値目標は設定をしておりません。27から28年度は22年度比25%増加、29から33年度は22年度比50%増加としております。ひまわり観光につきましては、22年度はロケのため記録がないことから、21年度比で考えますと、23年度は81%の増、24年度は53%の増、25年度は21%増となっております。観光振興計画における名寄市全体の入り込み数の目標数値を大きく上回っている状況であることを鑑み、映画による効果を踏まえ、21年度比30%増の2万人程度と考えておりましたところ、今年度は目標の10%減となったところであります。今後は、入り込み客数を2万人と設定をいたしまして、名寄らしいひまわりを創出、維持、取り組

みを展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 観光を目指していると、観光客数が昨年と比べてどうなのか、目標数よりどうなのか、気になるところだと思います。それを目安として、比較することによって評価し、分析し、反映するものだと思います。よく分析し、来年以降に反映していただきたいと思います。

ことしもサンピラーパークのひまわり畑に行ってみりました。上のほうは大変きれいに咲いていました。下のほうに行ってみますと、草に負けていて生育が悪く、草だらけの状態でした。昨年と比べて大変悪い状態で、がっかりしました。いかがなものかと思っています。既に始まっている事業なので、やるからには当然連作障害とか研究をして、そういうことがないようにしなければならぬと思います。昨年より悪い状態なら、お客さんは二度と来ないと思います。来年はそういうことがないよう、さらにきれいなひまわり畑になるよう頑張ってくださいと思います。

ライトアップひまわりを昨年から見に行きます。ひまわりがライトアップされ、昼間見るより幻想的で、名寄の夜景も見えて大変きれいです。しかし、残念ながらガとか虫が大変多くて気持ちが悪いです。何か虫対策をやっていただけないものかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 御指摘ありがとうございます。昨年度から実施しておりますライトアップひまわりにつきましては、今年度は13回実施をいたしまして、入り込み数は1,367人となっております。また、ライトアップと天文台をセットにいたしまして、クラブツーリズムのツアーも今年度は10回実施をされまして、318名の方に東京から来ていただくこともありました。既に来年のツアーの造成に向けてもライトアップの要望がありますし、JTBからも問い合わせが

あるなど、来年度も実施をしたいという考え方でございます。

ただ、今川口議員からも御指摘をいただきましたとおり、夜に光を照らすというものでございますから、当然虫は集まってきてしまいます。今年度におきましても展望台等には距離を置いてライトを照らす等の対策を施はいたしました。なかなか難しい問題でございます。全国的にもガが大量発生するといったことなど、自然のそういったことには対策が難しい状況ではありますけれども、抜本的な対策というのはなかなかないと思いますが、虫が寄りつきにくい照明灯などがあるのかどうなのか、ちょっと私どももわからないところではありますが、専門業者とも協議を行いまして、可能な限りそういった対策をとってまいりたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ぜひ研究、努力をして、よろしく願います。

観光振興計画を見ますと、平成28年度の観光入り込み客の目標数は約74万人と平成22年と比べて約15万人ふえる計画です。ひまわり畑の目標数は、先ほど2万人と言われましたが、その数字が妥当なのかどうかはわかりません。しかし、年々観光客がふえていくよう努力をしなければならぬと思います。ひまわり畑も年々きれいに整備をしなければ、お客様はふえないと思います。十分に分析をして、来年はふやすぞという意気込みで頑張ってくださいと思います。

次に、ご当地グルメ開発・PR事業について伺います。ニチロ畜産がなよろ煮込みジンギスカンを新商品として販売を開始して、道内の大手スーパーや道外の首都圏などでも販売をしているということで、名寄市の知名度向上には大きな効果があると思います。さらに、テレビや雑誌などでも取り上げられていますので、PRという点では大変効果が大きいと思います。一企業や一団体が名寄のPRをしていただけることは、大変ありがた

いことだと思えます。しかし、市が力を入れるとなると市の職員が支援をすることになり、旅費や宿泊費等も必要になってきます。かなりのお金を使うわけです。それであればそれなりの成果を上げなければならないと思えますが、成果は十分だと考えていますか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいまご当地グルメ開発・PR事業についての再質問ということで、特に煮込みジンギスカンの部分について御質問をいただきました。成果につきましては、先ほど答弁でお答えをいたしました。そのほかに昨年に引き続きまして出展をいたしました地元なよろ雪質日本一フェスティバルにおけるN-1グランプリといったもので優勝させていただきました。また、本年9月にはSTVラジオの「日高晤郎ショー」と連動するイベント、風土&FOODフェスティバルに出展をし、番組で日高晤郎さんに絶賛をしていただいたというようなこともございました。また、HTB等の番組でも紹介をしていただいていることもございます。また、雑誌でも今後掲載予定になるなど、まだまだ十分な対応にならないかもしれませんが、さまざまところで努力をしているところでございます。

市民の反応ですとか意見といったところについてでありますけれども、本年7月に駅前交流プラザよろーなのオープン記念イベントの一環として、なよろ煮込みジンギスカン艦隊主催のジンギあり戦いというものをイベントとして行いました。これは、市内6店を含む道内13店のジンギスカンを味わって、好みのジンギスカンに投票していただくという内容でございました。これは、市内外からももちろんですけれども、多くの市民にお越しをいただきまして、市民に根づいた食べ物としてジンギスカンを楽しんでいただいたというふうに認識をしております。また、先ほどN-1グランプリを初め市内の数多くのイベントにも出展をいたしております。そのほかに市民見学会で提供をする

など、市民への浸透にも努めております。市民見学会の際にもおいしかったと言ってくださった方もおりまして、そのほかにつくり方を質問されるといったこともございまして、一定の市民の皆様のご関心の高さも実感をしているところでございます。

あと、職員の関係でございすけれども、これはきのうも佐藤議員のほうからも御質問をいただいております。イベントの出展の人員につきましては、基本的には煮込みジンギスカン艦隊として民間が中心になって対応しているということでございます。先般の北海道・東北B-1グランプリ in 十和田でも15人派遣をいたしまして、そのうち13人が民間の方というようなことで対応させていただいております。ただ、どうしてもやっぱり市の職員も一定程度段取り等も含めて対応するといったことがございますので、そういった部分については今後も留意しながら対応していきたいというふうに思います。

また、私ども営業戦略室の職員だけではなく、他の部署の職員につきましても職員研修の一環ということで各イベント等に参加協力していただいているということもありますので、あわせて報告させていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 私は、なぜ煮込みジンギスカンが名寄のご当地グルメなのだろうと考えています。そこで、名寄のジンギスカンの歴史を調べてみました。名寄では、大正時代から綿羊の飼育が始まり、智恵文の羊は昭和26年には羊の普及率全道一を達成し、全道でも有数の綿羊村として知れ渡っていたそうです。昭和12年に智恵文の山口さんが滝川の料理実習でジンギスカンの調理方法を習得し、その調理方法を智恵文地区に持ち帰り、各家庭に普及したのが煮込みジンギスカンのルーツだそうです。北海道めん羊協議会顧問の近藤さんに昭和25年当時滝川市に垂れつきジンギスカンを販売していた商店が存在していた

か確認したところ、滝川市内には存在しなかったそうです。名寄市内の精肉店に聞き取り調査を行ったところ、23年には綿羊を垂れに漬け込んでばかり売りをしてきた店があったということで、名寄市をジンギスカン発祥の地と自称するとのことです。そのころ煮込みジンギスカンをご当地グルメとして売り出すのならわかるのですが、今は名寄に羊はいないのです。昭和51年には、綿羊はゼロになってしまったそうです。使われている肉はニュージーランド産です。

ご当地グルメについても調べてみました。ご当地グルメは、日本の特定地域において地域振興活動の一環として、伝統にこだわらず開発、発祥、定着した料理の総称であると書いています。発祥の地と自称するのですから、ご当地グルメでもいいこととなります。しかし、一般的にはご当地グルメとしてPRするなら、地域の食材を使ったものではないのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） ただいま議員のほうから過去の歴史等も調べていただいて、いろいろと教えていただいたということでございます。議員御指摘のとおり、名寄では羊もいないのになぜジンギスカンなのかといったような意見だというふうに思いますけれども、議員もお調べになられたように、昔から多くの市民に食されてきたという意味でのご当地性、そしてもう一つは肉以外の食材につきましては餅はもちろんですけれども、タマネギからもやしまで、ほとんどが名寄産であるということをごひ御理解いただきたいというふうに思っております。また、麺につきましても東京都中野区とのコラボで一部そういった麺を使うといったこともございますけれども、基本的には市内製麺所の麺を使用しております、肉についてもニチロ畜産の部分はニュージーランド産かもしれませんが、私どもが提供するジンギスカンにつきましては市内の精肉店から満遍なく仕入れておりまして、イベントを開催するに当たっ

てもそういった経済効果もあるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 現在市民の理解と認識が十分ではないと思っております。今後市民の理解をさらに深めていただくためには、もっと地域に対して何か対策をとることが必要ではないかと思っております。また、現在食べられる店舗が10店ぐらいしかなく、大変少ないと感じています。店舗にもお願いをして、ふやすことも必要ではないでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 御指摘のとおり、市民理解、先ほども答弁でもお答えしましたが、まだまだ十分ではないというふうに考えておりますので、そういった方策について考えていきたいというふうに思っておりますし、市内でそういったジンギスカンを食べることができるお店の拡大につきましても、日ごろからそういったお願いはしているのですが、なかなか広がっていかないというのが実態でございます。今年度も1店ふえたということでございますので、もう少々お時間をいただいて、努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ご当地グルメとなったら、何よりもまず市民の人が認めて、地域の盛り上がりが必要であると思います。市民の大半が納得するものでないといけないと思います。大型鍋の貸し出しもいいのですが、さらに理解をしていただけるよう努力が必要だと思います。

次、なよろうについて伺います。大変多くの貸し出し実績があります。市内でも重なって貸し出せない状態があると思います。貸し出しがふえると汚れたり、傷んだりすることもあるかと思っております。ぜひ着ぐるみの数をふやしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） おかげさまで多くの市民の方々に利用をいただいているところでございます。具体的には、昨年度なよろうができたということございまして、杉並区のイベントでの長期間の利用ですとか、12月から3月の冬の時期多く利用がございました。今年度は、よろいなオープニングイベントから始まりまして、7月までのイベントシーズンに数多く利用されております。その他の月に関しては、比較的安定した状況で貸し出しをしている状況でございます。2年目に入りましたけれども、今後前年同月との比較といった評価、比較をしながら、今後2体目の導入について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） ぜひお願いします。

次に、路上駐車について伺います。先ほど中村部長の答弁の中で、長時間駐車、たしか昼間が8時間、夜間が12時間と言われたと思いますが、逆ではないのでしょうか。昼間12時間で夜間8時間ではないかということです。先ほど昼間8時間、夜間12時間と言われたと思うのです。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 先ほどお答えしたとおりということで、申しわけないですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） わかりました。私が調べたところでは、昼12時間、夜8時間となっておりますので、後で確認をしていただければと思います。

2006年6月、道路交通法が変わって、駐車違反の取り締まりが民間委託されたとなっておりますが、名寄市では民間委託されているのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 駐車違反の取り締まりの民間委託の関係でありますけれども、今議員

おっしゃられたとおり2006年に改正になったということで、違法駐車に対する民間の駐車監視員による取り締まりが公安委員会の委任が可能になったということございまして、名寄警察においては実施をしております。また、つけ加えますと、道内の状況なのですけれども、道内では全部で13の警察署で実施をしております、札幌が9カ所の警察で実施をしております。あと、旭川が2警察署、函館が2警察署という状況になっております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） スピード違反や一時停止違反で取り締まりを受けたという話は聞いたことがあるのですが、名寄市では駐車違反で取り締まりを受けたことって聞いたことがないのです。取り締まりを受けた昨年の件数などは把握されていきますか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 昨年の駐車違反の取り締まりの件数ということで、名寄警察署にお伺いをしました。取り締まり及び検挙の実績はあるということなのですが、実数については公表できないということの回答でございました。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） インターネットで調べると、二千何年度に二百何十万件とかと載ってましたので、公表されているのかなと思って伺いました。もちろん取り締まりは警察なのですけれども、市民から駐車違反が多いという声も聞えてきますので、警察にも伝えていただければと思います。ここ数年路上駐車の状態が余り変わっていないと思っています。1年に何回か、1回でしたか、除雪の妨げになりますよというようなチラシは目にしますが、余り効果が上がっていないのではないかと感じています。現状はほとんど変化がないように感じています。どう思いますか。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 最初に申し上げましたとおり、市内、特に繁華街を中心に路上駐車というのは目立つような状況にあらうかというふうに思います。それについては、私ども単独で主導権を持って注意喚起をするということにもなりませんので、警察と連携をとりながら、私どもができる範疇で駐車されている車に駐車違反ですよというようなステッカーを置いてくるですとか、あるいは広報を通じてそういった繁華街の写真等をナンバー等を伏せながら広報するですとか、あるいは注意看板を設置をするとか、そういった方向でいま少し検討させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 除雪の邪魔になるからだけではなくて、名寄市は安心して暮らせるまちづくり、快適で安全なまちづくりとうたっているわけですから、路上駐車は視界も悪くなりますし、先ほども申しましたが、事故を誘発しているわけです。現在交通安全キャンペーン時にスピード注意とかシートベルトを着用とか啓発されています。キャンペーンは、注意喚起と周知のためにされていると思います。啓発時に路上駐車も入れてみてはどうかと思っております。市民に周知をし、理解、協力をしていただければ減ると思います。私は、路上駐車をなくすことも安心、安全で快適に暮らせるまちづくりの一つだと思っておりますので、路上駐車の減少に向けて何か対策をしていただきたいと思っております。

次に、市立図書館の駐車場と北側通路について伺います。公共場所というのは、安全でなければいけません。たかが凹凸と言う方もいらっしゃるかもしれませんが、かなり深いのです。市民の方が大勢利用されるわけで、子供の利用もあるわけです。今は、雪が降ってわからないかもしれませ

んが、雨が降れば水もたまりますし、夜になれば暗くて足をとられて転倒するという危険性もあります。施設については、安全のための点検はされていると思いますが、駐車場とか通路を含めた点検も必要かと思っております。そのような点検はされているのか伺います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 図書館の施設の点検につきましては、内外問わず図書館の職員が主に実施をしているということでありまして、必要に応じまして私ども総務部、それから建設水道部と連携をとりながら対応させていただいているということでありまして、結果として、一度整正をした後にまた道路状況が悪くなるということがあって、そういった状況の見過ごしがやっぱりちょっとあるかなというふうに感じておりまして、この辺につきましてはしっかりと状況を確認させていただきながら、適宜対応させていただくようにしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 点検もされているとのことですが、定期的には行われているのでしょうか。見逃すこともあると言われたと思うのですが、チェックリスト等をつくって点検してはどうかと思っております。そうすることによって見逃すことも減るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 当然図書館には職員がおりまして、日々点検できるような状況にもなっております。どの程度でどのような補修が必要かという判断は、なかなか現場の職員がやれるような状況にはないと思っておりますので、そのところはしっかりと総務部、それから建設水道部あわせて対応させていただければと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） 以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） ちょっと待ってください。



中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 大変申しわけありません。先ほど川口議員がお話をしておりました取り締まりの時間の関係なのですが、道路交通法で日中12時間以上、そして夜間は8時間以上ということの駐車に関する違反ということでございまして、先ほど川口議員が言われたとおり、大変申しわけありませんけれども、夜間が8時間、日中が12時間ということで訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 川口議員。

○6番（川口京二議員） わかりました。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川口京二議員の質問を終わります。

15時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

農業政策の大転換について外2件を、山口祐司議員。

○17番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

初めに、大項目の1番目、農業政策の大転換についてであります。政府は11月26日、農業の強化策を議論する農林水産業・地域の活力創造本部の第9回会合において米政策を大きく転換し、5年後の2018年度をめどに米の生産調整、すなわち減反政策を廃止することや補助金を見直す新たな政策を決定した新聞報道がありました。農業者、そして農業団体も今のところ冷静に今後の推移を見守ってはいますが、1970年から農業の根幹をなしてきた減反政策であり、名寄市の基幹産業である農業政策の大転換であります。詳細な部分はまだまだわからないとは思いますが、現時点での名寄市地域農業への影響についてどのよ

うに捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

また、今後の考え方と対応についてもお聞かせをいただきたいと思えます。

2点目に、農産物及び特産品の販路拡大についてお伺いをいたします。現在名寄市では、加藤市長の行政報告にもありますように、友好交流自治体であります東京都杉並区での各種イベントなどを通して地場産品のPR活動に取り組まれておりますが、それら名寄市のPR活動の現状と今後における新たな取り組みについてお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、道内外及び海外ビジネスの可能性についてお伺いをいたします。現在名寄市は、国内においては山形県鶴岡市、東京都杉並区、海外ではロシアドリーンスク市、カナダカワーサレイクス市との交流が行われています。今後は、台湾との交流も始まろうとしておりますが、これら地域、国とのビジネス展望についてどのように捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、青少年の健全育成とスポーツ振興についてお伺いをいたします。現在名寄市内には、放課後児童対策として保護者が就労等によって昼間家庭が留守になる環境にある児童の健全育成と安全な生活の場所を確保するために4カ所の児童クラブが設置されておりますが、小学生児童の放課後活動について現状はどのように捉えておられるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

2点目に、民間団体との連携、協力についてでございますが、子供たちの健全育成を目的に1995年から行われてきたチームジャンプが20回目を最後として幕をおろしました。今後新たなイベントの再構築をしておりますが、今までも市として協力されてきたとは思いますが、今後もこのような市民団体との連携、協力が重要と考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

3点目に、指導者確保の現状についてお伺いを

いたします。総合計画の青少年健全育成事業では、スポーツ、文化、レクリエーション事業の実施と学校課外活動の推進をうたっておりますが、少年団などの学校事業外の指導者確保の状況はどのようなものなのかお聞かせをいただきたいと思えます。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山口議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目の1と2は私から、3は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、農業政策の大転換について、小項目1、地域農業への影響について申し上げます。国は、攻めの農林水産業のための農政の改革方向として、減反廃止を含めて大幅な見直し作業を行うこととしております。主な内容としては、米の直接支払交付金では激変緩和のため経過措置として26年産米から単価を10アール当たり7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置として30年産から廃止をする。日本型直接支払制度の創設では、農業、農村の有する多面的機能の維持、発展を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援する。26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施をする。経営所得安定対策では、畑作物の直接支払交付金は諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により認定農業者、集落への認定就農者に対して実施する。なお、26年産は現行どおり全ての販売農家、集落営農に対して実施をする。米、畑作物の収入減少緩和対策は、農業者抛出に基づくセーフティネットとして実施をする。対象となる農業者は、法改正により27年産から認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施をする。食料自給率、自給力向上に向けた水田のフル活用では、食料自給率、自給力の向上を図るため水田活用の直接支払交付金により飼料用米、麦、大豆など戦略作物の

本作化を進め、水田のフル活用を図る。地域の裁量で活用可能な交付金により、地域の作物振興の設計図となる水田活用ビジョンに基づき、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、麦、大豆を含む産地づくりに向けて助成を充実する。米政策の見直しでは、需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食、外食などのニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給、価格情報、在庫情報の提供などの環境整備を進める。こうした中で、定着状況を見ながら5年後をめどに行政による生産数量目標の配分に限らない国が策定する需給見直しなどを踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心となって円滑な需要に応じた生産が行える状況になるよう行政、現場が一体となって取り進める。米価変動補填交付金では、平成26年産米から廃止をする。以上の内容での見直しが行われ、名寄市においても米の直接支払交付金の約2億円の減額を初め、大きいものと考えており、今後詳しい情報が入り次第、生産者はもとより関係機関、団体と十分連携し、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

小項目2、今後の考え方と対応について申し上げます。さきに御質問をいただきました植松議員、山田議員と重複する部分もあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと考えております。減反政策につきましては、施行されてから40年以上続いてきた政策であり、大幅な見直し作業により今後の農業経営について心配されるところであります。今まで以上に早期の情報収集を図り、関係機関、団体で構成しております名寄市農業振興対策協議会で十分に論議し、情報伝達に努めたいと考えております。平成26年度においては、人・農地プランの充実、担い手対策として経営継承事業の着手など、耕作放棄地や遊休農地への対策、モチ米のブランド化に向けての取り組みなど推進してまいりたいと考えておりますが、新農業・農村振興計画でも想定していなかった大幅な農業政策

の見直しが行われますので、関係機関、団体を初め生産者の皆様の御意見を十分にいただきながら、地域農業のあるべき姿について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、大項目2、農産物及び特産品の販路拡大についての小項目1について申し上げます。現在名寄市内における農産物の販売経路については、農業者の団体であるJA道北なよろを中心とした経済団体の販路と生産者みずからの直接販売があります。市内においては、農産物直売所として道の駅を初め農家個人の直売所を含め8カ所があり、案内マップを作成し、広く市民に周知し、安全、安心な農産物の提供に努めており、地産地消に取り組んでいるところです。生産者の中には、農産物の加工、販売まで手がけている方もおり、特産品として販路拡大に向けてインターネット販売や東京有楽町の交通会館にあるアンテナショップ、北海道どさんこプラザでの展示販売、さらには九州のデパートで開催された北海道物産展に出展し、販路拡大に取り組んでいる事例もあります。

名寄市として地場産品のPR活動としては、交流自治体の東京都杉並区の庁舎内に設置されているアンテナショップ「コミュかるショップ」で交流自治体の物産などを販売しております。さらに、各種イベントでは6月の東京アスパラまつりで名寄を代表する農産物の一つ、グリーンアスパラガスをメインにPR、販売し、9月には初の試みとして杉並区役所前においてJA道北なよろが事業主体となり、旬のスイートコーン、カボチャなど名寄産の特産品を区民に産地PRをするとともに、販売促進を行っております。また、10月には市内民間団体が中心に杉並区阿佐ヶ谷駅前でのイベントで、名寄市特産品のPRや販売を行い、区民との交流を深めています。新たな取り組みとして、農林水産省の日本の食を広げるプロジェクト事業の一つとして、食のモデル地域構築計画に応募し、採択を受け、事業の推進に向け名寄市食のモデル

地域実行協議会を立ち上げ、日本一のもち米の産地であることを市民の誇りと位置づけ、新しい餅食文化と商品づくり、さらにプロモーションによる名寄のファンづくりなどもち米をテーマにして名寄のPR活動に取り組んでおります。

次に、小項目2について申し上げます。地場産品のPR活動でも申し上げましたが、交流自治体の杉並区とは旧風連町が平成元年7月13日に交流自治体協定を締結し、多くの交流事業を展開してきました。平成18年には、当初の精神を引き継ぎ、合併後の新名寄市と杉並区との間で新たに協定を締結しました。本市は、これまでふうれん白樺まつりや東京高円寺阿波おどりなどの各種イベントへの相互参加、小中学生の子供交流事業を初めとする人的交流を中心に行ってまいりましたが、長い年月を経て信頼関係を築く中から、現在は農産物及び特産品のあっせん、販売などの販路拡大に取り組み、経済交流に発展し、幅広い交流が行われているところであります。

さて、海外ビジネスの可能性についてですが、サハリンとの交流を志向する道北の6市が連携し、北海道産品の販路開拓、拡大を図り、稚内ーコルサコフ航路による貨物輸送の需要喚起を目指すべく、ユジノサハリンスク市内の商業施設で産品の紹介、販売を行うユジノサハリンスク道北物産展2013が開催され、名寄の特産6品目を販売したところであります。これも国際友好都市ロシアのドーリンスク市との交流が22年目を迎えた名寄・ドーリンスク友好委員会が中心となり、人的交流から経済交流に発展したものだと考えております。今後も継続して開催することと発表されたところです。今後のビジネスチャンスと捉え、経済団体と連携を図り、検討してまいります。

新たな台湾との交流では、中学生の野球交流が始まりですが、ことしJA道北なよろでは名寄産カボチャとユリ根を台湾に輸出し、海外ビジネスに取り組んでいる状況です。今後は、名寄市の知名度向上と観光PRによる観光客誘致に取り組み、

さらには交流の窓口を活用し、アンテナショップなどの可能性を探りながら、杉並区などの交流都市と連携し、経済交流に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、青少年の健全育成とスポーツ振興についてお答えいたします。

まず、小項目1、小学生児童の放課後活動についてでございます。名寄市の取り組みの概要を述べさせていただきますと思います。まず、児童館、児童クラブでは、児童の安全な居場所を提供し、指導員の見守りの中、児童の自主的な活動の支援を行っております。児童が放課後安全に活動できる居場所として、家に家族がいる児童につきましては一度帰宅した後に自由に遊びに来ることのできる児童館がございます。児童館は、市内に2カ所あり、名寄地区に名寄市児童センター、風連地区には風連児童会館があります。児童館は、午後5時まで開館をしており、子供たちが自発的にさまざまな活動に取り組めるよう児童厚生員が援助をしております。名寄市児童センターでは、1日平均20人の児童が利用しており、風連児童会館では1日平均10人が利用しております。

また、家族が就労などで家にいない児童につきましては、放課後直接学校から通うことのできる遊びの場と生活の場を兼ね備えた放課後児童クラブがございます。放課後児童クラブは、市内に4カ所ありまして、公設では名寄南児童クラブと風連児童クラブ、民営では学童保育所コロポックルと共同保育所どろんこはうすの学童すまいるがございます。公設の2カ所は午後6時30分まで、民営につきましては午後7時まで開設をしており、指導員が見守り中、子供たちは自由遊びや宿題などの学習活動をして、保護者が迎えに来るまでの時間を過ごしております。利用児童数につきましては、南児童クラブにつきましては1日平均60

人、風連児童クラブにつきましては1日平均30人、学童保育コロポックル及び共同保育所どろんこはうす学童すまいるにつきましては1日平均35人が利用をしております。児童館、児童クラブでは、低学年の利用が多く、また障害のある児童も利用しております。

このほか児童の安全、安心な居場所として、放課後子ども教室があります。放課後子ども教室は、文部科学省の補助を受けまして平成24年度から開設をしており、小学校6年生以上を対象に学習習慣の定着を図るため、地域の教育経験者などが学習の指導等に当たっております。毎週水曜日は、名寄市の児童センターで名寄地区の児童約17人が利用しておりますし、毎週木曜日には風連の地域交流センターで風連地区の児童7人が学習に取り組んでおります。このほかに中学生では、名寄地区で7人が市民文化センターでも利用をしております。子供たちの中には、名寄市民文化センターの多目的ホールでボール遊びをするなど社会教育施設を利用している子供たちも多く見受けられます。また、児童は学年が上がるにつれまして、後ほど述べますけれども、スポーツ少年団での活動であるとか、習い事等をする割合がふえてきているというのが現実でございます。放課後の児童の安全につきましては、名寄市青少年センターにおいて町内会から推薦をされました指導員とともに、各学校のスクールゾーンや公園、河川敷、大型店舗、またゲームセンターなどの巡視を行って安全の確認や非行防止を図っております。市といたしましては、今後とも地域との連携によるさまざまな取り組みを通じて、放課後における子供たちの安全、安心な活動場所を確保し、学習やさまざまな体験、交流活動の機会を提供して、子供たちの社会性、自主性、創造性などを育み、地域全体で子供たちが安心して暮らせる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、民間団体との連携についてでございます。チームジャンプでございますが、チ

ームジャンプにつきましては社団法人名寄青年会議所の青少年委員会が中心となりまして、平成6年度より毎月9月に開催をされてきましたチームでのロープジャンプ競技であります。事業は、青年会議所と名寄市教育委員会、また小学校教員などから成ります実行委員会が主催をいたしまして、子供部門と一般部門でのジャンプの回数を競うものであります。チーム全体が同じ目標に向かい、集団行動の大切さや他人を思いやる心を育てることを目的に回数を重ねまして、約100チーム、1,500人ほどが集う大きなイベント、競技として続けられてきましたが、ことしの20回を一つの区切りとして、事業の目的を達成したということで終了となりました。大会の大部分の参加者は市内の小中学生であり、学校内でのクラス単位でチームを編成して参加をしておられました。このことから、練習や大会を通じまして子供たちが目的達成のために心を一つにしてお互いに協力し合うチームジャンプというのは、協調性であるとか社会性を育み、人格の形成にも大きな影響を与えていたと考えております。教育委員会といたしましても、当初より市内各学校の協力のもと支援をさせていただき、子供の健全育成に大きく貢献した事業と認識をしております。チームジャンプは一旦区切りとなりましたけれども、青年会議所のほうではもし各学校でこの競技を行う場合には、普及、審判員の派遣であるとか、また今後は形を変えた青少年育成事業を模索をしていくということですので、教育委員会といたしましても引き続きお手伝いのできる部分につきましては対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目3、指導者確保の現状についてでございますが、主にスポーツ少年団の指導者確保の現況についてお答えをさせていただきます。これまで市といたしましては、生涯スポーツの振興として市民皆スポーツを目指し、年齢や体力に応じたスポーツ活動の充実に努めてまいりました。現在の名寄市のスポーツ少年団の登録数は、名寄

地区で20団体、風連地区で5団体、計25団体が登録され、団体員は総計で男子が337人、女子が172人、指導者につきましては92人、計601人が登録をされております。少年団は、講習を受けました指導者が最低1人いなければ登録ができません。さらに、2年以降からは2人の指導者が必要になるということになっております。少子化に伴いまして、年々団員の数も減少する部分もあります。また、指導者の高齢化もあり、指導員の確保が難しくなっている団体もあると認識をしております。

少年団を初めとするスポーツ指導者の育成確保と技術力の向上を図るために、教育委員会では2月にはアスリートとの交流事業なども予定をしております。野球少年団またはバレーボール少年団のように学校型の少年団活動につきましては、教職員の異動に伴いまして指導者の確保に苦勞されている団体もあろうかと思っております。教育委員会では、学校からの要望のあった種目の教員の確保につきましては、上川教育局等に異動等での配慮をしていただくようお願いをしておりますが、今後とも確保できるように努力をしていきたいと考えております。また、質の高い指導者資格として、日本体育協会で実施をされております公認指導員等の資格、指導者講習会がございますが、種目によっては約200時間の講習を受けなければならないというものもありまして、現実的には受講するのが難しい現実があると思っております。今後におきましては、引き続き名寄市内の各体育協会、地域スポーツクラブ「ポポ」及び競技団体との連携を図りながら指導者の育成確保の支援、充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきまして、大変どうもありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目でございますけれども、農政の大転換ということでございまして、政権が変わるたびに農業というのは本当に猫の目農政ではないですけれども、常に変わっていくというのが、常と申しますか、そういうような、私も農業をやっているとして、常にそういうことを思っているわけでございますけれども、今回転作がなくなる。転作と申しますか、減反政策が廃止されるという新聞報道がされたわけでございますけれども、これ一般紙がかなり大きく報じた部分がありまして、一方で農業新聞あたりは大転換とは言っていないわけです。確かに今まで反当1万5,000円の部分が来年から7,500円になりますよという話なわけですし、その分、その半分になった分を浮いたお金を加工の稲ですとか米粉の部分に厚く補助しますよという部分でして、これ新聞の中では大転換という形になっておりますけれども、実際これが本当に大転換なのかどうなのかというのはちょっと微妙な部分があるのかなというふうに私個人では思っています。これ民主党政権にかわったときに、2010年に戸別所得補償ということで水田に対して反当1万5,000円の補助されたわけですし、このときにも私一般質問させていただいたのですけれども、本州では1万5,000円が当たることによって、今まで農地を貸していた方たちが返してくれと。貸しはがしです。自分が1万5,000円をもらうために貸していた部分を返してくれという、そういうような事例も聞かれたものですから、北海道においてそういう事例があるのか、そして名寄市においてそういう事例があるのかということで、ここで一般質問させていただいたことがあります。名寄市の場合は、その時点ではなかったわけでありまして、それが今回なくなろうとしているということは、あたかも減反政策が廃止されるという、そういうニュース報道になってしまっている部分があるのかなというふうに思っています。ですから、中身的に農業予算というのは多分それほど変わっていかない部分

があるのかなというふうに思っています。いずれにしろ、まだ詳細は多分本当にわかっていないのですから、ちょっと余り変なことは言えないですけれども、冷静に今後とも注視していかなければならない部分なのかなというふうに思っていますし、ぜひともこういう情報に関してはそれぞれ農業団体ですとか、そういうところと綿密に情報の共有をしながら、随時農家のほうに知らせていただきたいなというふうに思っていますけれども、そのことについて再度お願いをしたいと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほども答弁でお答えしましたけれども、答弁でお答えしたというのはおかしいですけれども、答弁しましたけれども、できるだけ綿密に、できるだけ早急にいろんな情報を早目にキャッチをして、キャッチした情報については農業振興対策協議会の中で御論議をいただいて、農業者の方に逐次伝えてまいりたいというふうに思いますし、今月中過ぎには北海道農政事務所の係官に来ていただいて、対策協議会の中で今後の政策の部分報告していただくことになっておりますので、そういうことも踏まえて、できるだけ細かい情報を農業者の皆さんに今後ともお伝えしていきたいという考えでございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） よろしくどうぞお願いをしたいと思います。

先ほども申しましたように、2010年に始まった事業なわけなのですけれども、このときに先ほどの貸しはがしの部分ではないですけれども、やはり1万5,000円をもらうようになったがために農地の流動化という部分がかかりおくれたのだと。一方ではそういう話もございまして、今後また体制が変わってそういうものの農地の流動化という部分も進んでいく部分もあろうかなというふうに思いますので、その辺の見方というのは名寄市として、中身がわからないからわからない

という部分もあるかもしれないですけども、そういうものに対しての変動に対しての対応というのもまた迅速にお願いをしたいなというふうに思いますので、再度お願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 農地の流動化につきましては、今後高齢化も急速に進んでいく部分もありますので、人・農地プランの中でも今後の地域の担い手への農地の集積といった部分もありますので、そういった部分を通じて確実に地域の中心となるべく形態に農地がスムーズに移行できるよう人・農地プランの中でもきちんと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。これ年暮れになって、11月の末になって出てきた部分であります。それで、すぐ年明けて来年の作付が始まるわけであります。まだ中身は本当に見えないわけですけども、年明け早々かなりの部分が見えてくるとは思いますけれども、忙しい部分もあろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

2つ目ですけども、地場産品のPRのことでございますけれども、加藤市長を初め杉並区のイベントですとか、もう本当に精力的にPR活動をされているわけでございますけれども、PR活動という部分の成果と申しますか、そういうものが目に見えてきているのかと申しますか、手応えというものを感じながらやられているのかどうか、その辺をちょっと。PRだけではなくて、その見返りではないですけども、手応えを感じながらそれをPR活動しているのかどうかという部分をちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、ことし初めての試みとして杉並区役所前でスイートコーンの販売をやりまして、3日間。当初予定していたより短い時間でなくな

ってしまうという、やっぱり北海道のもので、新鮮で安心なものへの、都会の方って求めている部分もあろうかというふうに思います。そういった部分では、本数も最終日に追加をしてやったという実績がありまして、次年度はまたさらに本数をふやして、名寄市で生産される安全で安心な農産物を広く都会の人にPRをしていきたいという考えを持っています。手応えは十分にあるというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 手応えは十分にあるということでございますので、北海道、そして名寄市の農産物という部分では本当に本州に胸を張って売れる作物が十分ございますので、スイートコーンに限らず、いろんな野菜がありますので、今後ともそういうPR活動という部分を推し進めていただきたいなというふうに思います。

それから、ユジノサハリンスクの道北物産展2013についてなのですが、名寄特産品6品目を完売したというふうに聞いているわけなのですが、内容についてもうちよっと思っておりますけれども、内容についてもうちよっと思っておりますけれども、どなたも行かれています方はいないのですか。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 道北物産展、6都市での対応ということで、それぞれの6都市については御承知されていると思いますので、あえてお話をさせていただきますが、トマトジュースを初め市内のお菓子も含めて6品目ということであります。この狙いは、提唱したのが旭川市さんでありまして、ちょうど北海道とサハリン州の友好提携15周年と、それからユジノサハリンスクと旭川市が交流都市なのです。そして、あわせて稚内市とユジノサハリンスクが交流都市と。それと、重ねて稚内市とコルサコフというのは港あるのですが、そこも含めて交流都市だということと、名寄市はもちろんドーリンスクと交流都市ということで、そういう6都市それぞれがサハリンとゆか

りがあるということで、そこに士別さんも加わったということなのですけれども、今回は試みとして北海道の道北都市のそれぞれの物産のよさをサハリン州の皆さんにお知らせをしたいというのが1つと、もう一つは物産そのものについては検疫、特に農産物は検疫があつて実際サハリン州できていなかったのです。というのは、ウラジオストクという沿海州のところまで行って2週間ほど検疫をするのにかかるというものを今回イベントに合わせてコルサコフでそういう対応ができないかという試験を含めてやらせてもらったということなのです。それで、私どもも当初は農産物というふうに考えていたのですけれども、農産物についてはそれぞれのバッティングするということもあつて、今回はお試しも含めてやっていきたいということでしたので、一応6品目というのは名寄産の加工品を含めたものが主となったということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

先ほども部長の答弁のほうで触れておりましたけれども、今後の展開については1年で終わりにたくないというのが旭川市さん含めての考え方がありますが、今担当レベルで明年度の取り組みについてはことしの取り組みの検証をして、来年をどうするかということについてはまだ一定の結論が出ていないということですので、この点については御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 検疫ですとか、そういう部分、難しい部分が多分あるのだなというふうに聞いていたわけですが、この6品目、名寄から出された6品目というのは何々を持っていかれたのか。それから、ほかの市と競合しないような形で多分持っていかれたのだろうというふうには思うわけですが、6品目のちょっと品物を教えていただきたいのですが。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 全てではないのです

けれども、申しわけないですけれども、切り餅、それからトマトジュース、市内のお肉屋さんがつくっているジンギスカンの垂れ、瓶売りですけれども、それとお菓子などを持っていっているというふうには伺っております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） これは、加工品といえますか、生ものではないということになるので、すけれども、検疫の部分というのは農産物に関してどうしても気になる部分があるのですけれども、やはり北海道の農産物、名寄市の農産物を今後そういうサハリンのほうに送るような形というのはかなり難しいハードルがあるのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 直接物産を交流させるというのは、必ず商行為が必要になってくるということですから、基本的に受けるロシア側のそういう商社と送る側の商社、それぞれありますし、特に今ロシア政府とは一定の国交ありますから、そこは十分に対応できるかと思うのですが、国交のない国との例えば物流のあり方だとかということは、これからそれぞれ模索をしていかなければいけないということです。さらに、今回物産展ということで、イベントに合わせて対応しようということで始めましたので、そこはまだまだ課題があります。特に農産物の物流に対してどこが対応するかというと、市の部分は一定程度PRをするというところだとか、その取りつけに入る前段の対応するというところで、実質的に商行為、経済行為するのは少なくともJAを中心とした対応でなければやっていけないのではないかと、このように思っているところであります。今回先ほど経済部長、杉並区の中でのスイートコーンの話しましたが、これはJAがぜひやらせてほしいということでの対応です。これを市が取り次いだということですから、JAが主体的にやるということもサポートしていきたいというふうに思っています



ので、特に海外との経済のやりとりについては農業団体がしっかりとそここのところを見きわめてもらうということも必要なので、それぞれの情報を交換しながらやっていきたいと思ひますし、系統でいきますとJAのほう、ホクレン通じて海外とのやりとりをしているということも聞いておりますので、その辺の情報入手と、さらには名寄市として、あるいはJA道北なよろとしてどういうふうに地元産のものを海外との交流に使っていくかということもこれからの研究課題ですので、今回の物産展はあくまでも一過性ということで、結論が出るようなそういう取り組みではありませんので、その点については御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。やはり行政としての立場といいますか、商行為までは行政としてはタッチできないといいますか、そういう部分だろうというふうには思ひわけですけれども、ただこういう機会でございますし、難しさというのはまだまだ今お話聞いた中では本当に難しいのだろうなというふうには思ひわけですけれども、近隣の士別ですとか旭川、今回の参加した6市とまたいろいろ連絡を密にしながら、売るのは農協なりホクレンなりという形になるかもしれないですけれども、何とか地元の野菜を販売できるような形を行政としてバックアップといいますか、そういうものが必要ではないかなというふうには思ひますので、そういう部分で求めておきたいなというふうには思ひます。

それから、この部分に関しては終わりますけれども、加藤市長、本当にトップセールス、先ほどからも出ていますように3年8カ月トップセールスという形で表に出しながら活動されてきたと思うのですが、こういうロシアとの関係もありますし、それから先ほど言いました台湾との交流もこれから始まります。そういう部分で今後の

PRに込める思いといいますか、そういう部分をちょっと抽象的過ぎますけれども、お聞かせいたければなというふうには思ひますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 海外との交流ということで、今後の展望ということだというふうには思ひます。日本国内で見ると、もう既に人口減少社会に入っていると。とりわけ北海道はもう10年以上前から人口が減少しているという中で、経済という切り口だけ見ると、道内あるいは日本だけ見ると先行きになかなか明るい展望が見出せないのかもしれない。しかし、一方で世界はまだ人口が爆発的に伸びていると。加えてロシアもそうですけれども、特に台湾を初め東アジアというのはまだまだ人口もふえて、また経済も非常に伸びているということを見ると、経済的側面からいうところとした地域、国とつながっていくということは、ある意味では地域のこれからの生き残りという意味では必要なことなのではないかというふうには思ひます。加えて今回台湾に関しては、子供たちの人的交流ということをスタートさせるわけですけれども、地域の、あるいは日本の文化と伝統をしっかりと大事にしながら、しかしグローバルに発想できる子供たちをこれから育成していくと。このことは、必ずこの地域にとっていろんな意味での振興につながっていくというふうには確信をしています。この芽がしっかりと花開いていくようにこれからも頑張っていきたいというふうには思ひますので、ぜひ応援、御協力をお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 大変どうもありがとうございます。今台湾のお話も聞かせていただいたわけなのですが、先日ちょっと新聞の報道でありましたけれども、東川町が観光案内所を台湾のほうにつくるのだという記事が載っていたわけでありまして、台湾の方というのは北海道に憧れみたいなものがあるようでして、やは

りそういう憧れを現実のものとして情報として提供して、そして来ていただくという、そういう形というのは本当に全く交流のないところからそういうものというのはできないとは思いますが、この機会でございますので、そういう部分も前向きにまた考えていただければなというふうに思います。求めておきたいと思います。

それでは、3点目の部分に移りたいと思います。3点目につきましては、子供たちの放課後課外活動の充実と安全についての質問ということになるわけなのですが、今回児童クラブの内容等お聞きをしたわけでございますけれども、児童クラブの南児童クラブが60で、風連が30名という形だったと思うのですが、60名ということは地域的にもかなり広い範囲から来なければいけない部分というのはあるのだと思うのですが、今後の児童クラブの増設の部分の考え方というのはいかにあるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 名寄市の放課後、学童保育のことでよろしいでしょうか。答弁の中では、現状についてお話しさせていただきましたけれども、お話をしていなかったのは、名寄市の学童保育につきましては施設と、それから学校区を組み合わせていただいているというのが現状であります。今お話ありました南児童クラブというのは、現在名寄南小学校の校区の子供たちが主に来ておりますし、風連につきましては風連地区の風連中央小学校の子供たちが来ております。これは、いずれもいわゆる公設の児童クラブであります。このほかに先ほど申し上げました民営の部分で、コロポックルにつきましては名寄市街地の名寄小学校の校区と東小学校の校区の子供たちが来ています。また、共同保育所どろんこはうす学童すまいるのほうにつきましては、西小学校と豊西小学校ということで、学校区で分けさせていただいているというのが現実です。ただ、この中にありま

して、南小学校はどうしても学校自体が校区も広いですし、子供たちが多いという現状もあります。この中で課題ということでありましたら、民営と公設との保育料の若干の差があるということと、もう一つは特に東小学校の子供たちにしてみれば、現在のコロポックルがもともとあったところよりも少し西のほうにずれましたので、学校からの学童保育のところまで行く間が若干距離が遠くなったという部分での不安感等がございます。こういった2つの課題もございまして、もう一つは状況的な変化として、保護者の方が随分働く方がふえてきて、学童保育につきましてはこれからは減ることはないという状況、そういった課題が教育委員会としては認識している点でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 今回総合計画のほうもちょっと見せていただきまして、計画の中には校下ごとに児童クラブを設置をしたいという部分が出ていますけれども、今後の考え方だとは思いますが、やはり住民の親御さんからもそういう要望というのは多分あるかと思うのですが、そういう方向というのは考えられているかどうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 議員御指摘の学校ごとに児童クラブがあるというのは、ある意味大変理想の姿かと思っております。先ほどの課題と現状を捉える中で、その部分につきましては教育委員会としても関係部署や学校ときちっとこれから検討していかなければだめな大きな課題と考えております。また、先ほどの東小学校のように、やっぱり地域の大きな課題でもありますので、これから子供たちの放課後のあり方についてきちっと研究をスピード感を持ってやりたいという認識は持っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） ありがとうございます。

す。

児童クラブのことはおいておきまして、次に指導者の関係の話をちょっとさせていただきたいのですが、やはり子供たちを安全に見守りながら指導をしていくという、その体制というのは今後も最も重要な部分ではないかなというふうに思っているわけなのですが、指導者不足というのは今後出てくるだろうなど。なお一層出てくる部分があるのかなというふうに思っていますけれども、指導者を育成する部分の難しさも先ほどの答弁の中でお聞きをしたわけなのですが、今団塊の世代が定年退職されているわけですが、そういう方々の力をかりる。地域の力もかりていかなければいけない。そういう方々の力もかりていかなければ、今後難しいのかなというふうに思うわけでありまして、その辺のお考えと伺いますか、何かそういう形をつくり上げていく指導者の養成をしていくようなお考えというのはありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 小学生の少年団活動におけるスポーツへのかかわり方というのは、小学生でスポーツすることはすばらしいということを感じて、小学校だけでなく多分中学、高校と、もしくはそれ以上の学校という中で連続性を持たせた指導が必要かなと思っております。今のお話は取っかかりとしての少年団の部分ですが、大きな意味では地域にあった小学校、中学校、高校という連携がまず必要だということは認識しております。現在少年団の指導者につきましては、主にそれにかかわります競技団体ございます。野球であれば野球連盟であるとか、柔道であれば柔道連盟であるとか、そういったところから少年団の育成の方々を出していただいて、指導いただいているという現実がございますが、今議員がおっしゃったようにそれぞれの競技団体も構成員が高齢化をしていくという部分でございます。そういった中で団塊の世代も含めまして、活

動的な60代の方をお願いをするというのは大変有効な方法かと思いますが、それぞれスポーツ部門は得意分野がございますので、その辺については配慮をしていかなければだめだなと思っております。

地域の方々という御意見もございました。まさに地域の方で息の長い指導をしていただけない部分は、学校の先生等はどうしても異動等がございますので、そういう意味では息の長い指導をいただくという部分では地域の協力を得るということも大変大切なことかなと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山口議員。

○17番（山口祐司議員） 大変難しい部分もあろうかというふうに思うわけですが、将来を担う名寄市の子供たちの放課後、それから課外活動がなお一層充実したものにようになりますように、今後ともまた御指導いただきたいというふうに願っておきたいと思っております。先ほど言いましたように、指導者の育成の部分に関しましては本当に急がれると伺いますか、そういうものの対策というものをなお一層求めて、質問を終わらせたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

なよろコミュニティバスの実証運行について外3件を、奥村英俊議員。

○2番（奥村英俊議員） 議長から御指名をいただきましたので、順次質問をしていきたいというふうに思います。

1点目は、なよろコミュニティバスの実証運行について質問いたします。私自身6月の第2回の定例会から取り上げさせていただいていましたが、いよいよこの12月20日からこの間の運行の見直しを実施をするということになりました。そこで、改めて今回の最大の見直し点と今後の市民の皆さんへの周知についてお伺いいたします。

また、交通弱者の方や市民の方の利用促進についてもお伺いします。

次に、市道の除排雪についてですが、昨年の除排雪体制を見直し、ことしについては重要幹線、幹線道路の排雪回数をふやすことと道路幅を確保する、そういう除雪方式に変更するという取り組み、それについては理解をしますが、生活道路についてはどのような変更、変化があるのかお伺いします。

3点目は、地域の振興についてです。先月町連協主催でまちづくり懇談会が実施されました。私も東地区の懇談会には出席したところですが、地域の要望や意見に対し、各部長からの説明もありましたが、まとめる形で加藤市長からも地域の要望に対していろいろ考えているとの話がありました。そこで、東地区の懇談会で出ていました生活用品の調達に苦労している。商店がないのだという話、それから学童保育の整備のこの2点について、具体的な市長のお考えについてお伺いしたいというふうに思います。

あわせて営業戦略室が商店の出店等にかかわる中小企業振興条例の各制度の窓口になっていますが、この営業戦略室の役割をどう考えているか、これについても市長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

4点目に、名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金の利用者の負担のあり方についてですが、本年度から既に契約金額が変更になっています。利用者の方の部分については据え置きということではありますが、その変更額と現在の市が負担している金額、それから、その差額についてお伺いをし、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） ただいま奥村議員から大項目で4点にわたっての質問をいただきました。大項目3を私から、大項目1、4を総務部長から、大項目2を建設水道部長からそれぞれ答弁をさせていただきます。よろしく申し上げます。

地域の振興についてということでございます。今年度も名寄市の町内会連合会の主催によりまし

て、市内10会場におきましてまちづくり懇談会が開催をされ、東地区の会場に参加をされた方から商店がない、あるいは学童保育の整備についての御要望をいただいたところであります。まず、商店がないという御要望であります。市内中心部も含めて市全域にわたりまして商店数が減少して、特に東地区並びに北地区で日用品を購入できる商店が不足をしております。商工の振興並びに買い物弱者などの点において問題の一つとなっている声はさまざまな場面でお聞きをしております。現行の中小企業振興条例に基づく助成制度は、都市計画の観点から商業地域への集積を図ることから、優遇的な取り扱いとしておりますが、商業地域以外の新規開業などに係る助成制度も定めてはおります。しかし、現状を見るとこれらの制度が商店の不足している地域への新たな店舗展開の後押しにはなっていないというのが現状だというふうに思います。商工振興における行政の役割、限界と言えるのかもしれませんが、商店の進出にはやはり事業者の経営判断が何よりも優先されるべきものであります。買い物環境の改善における行政の対応として、商店を進出する事業者への情報提供、優遇策等による支援、あるいは商店進出にかかわる代替の措置等を考えるところでございます。市としては、新規の商店進出等に対して相談並びに中小企業振興条例に基づく支援など一定の体制を整えており、他自治体の例を参考とした今後の見直しも含めて今後情報、あるいはもちろん相談があれば速やかに対応してまいりたいと考えています。また、商店進出にかかわる代替の措置として、現在試験運行に取り組んでおりますコミュニティバスがその一つとして考えておりますが、このほかにも宅配等に取り組む事業者もございまして、これらの普及に向けた取り組みについても調査研究をしてまいりたいと考えております。

続いて、東地区の学童保育についてでございますけれども、保護者、特に低学年の方には通所に当たっての不快感を持っておられます。また、市

内には公設と民間の施設があり、校区により通所が割り振りをされているといったことから、官民で差のある保育料について負担感が多いといったことも事実でございます。これらの解消のために通所への不安解消については、該当学童保育所への通所の見守りの強化をお願いをしたり、保育料については民間学童保育所利用支援を本年度より実施をし、不十分であるかもしれませんが、負担感の軽減を図っているところでございます。

小項目2の営業戦略室の役割というお尋ねがございました。中小企業振興条例では、本市における中小企業者等の自主的な努力を基調として高度化する地域経済社会に適合する企業経営のために必要な助成等を行い、中小企業の振興を図ることを目的としております。現在各種助成、融資制度については営業戦略室が所管をしておりますが、これらの制度を活用する中小企業者の方には、単に助成制度の相談だけではなく、経営指導などの総合的なアドバイスを提供できる窓口が必要であるというふうに考えております。しかしながら、助成制度を申請する事務的な流れは中小企業者が営業戦略室に直接相談をする形であり、行政に商工振興に係る専門的なプロパー職員を配置することは现阶段では困難であることから、市では中小企業振興条例の中で商工会並びに商工会議所に対して商工業の総合的な振興を図るための事業及び中小企業者に対する指導体制を強化するための経費の一部を補助してございます。これらの制度を有効活用するためにも商工会並びに商工会議所で国や道などの制度を含めた各種助成制度、さらには経営に関する相談など商工振興に係るワンストップ的な相談窓口として確立できるよう商工会並びに商工会議所を経由するような形で現在の助成の流れを変更すべく関係機関と検討を行ってきておりまして、今まで以上に商工会、商工会議所との連携をしっかりと図っていくことができるシステムを確立する中で、各制度の周知はもとより利用や御相談が気軽にできる体制を整えてまいりた

いと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の1及び4につきまして答弁をいたします。

まず、大項目の1、なよろコミュニティバスの実証運行につきまして、12月の見直しについてであります。この間の利用実績はもとより聞き取りやアンケートによる公共交通利用状況調査、市内3カ所において開催をいたしました地域懇談会など約900名にも及ぶ市民の意見や要望などを踏まえ検討してまいりました。今回の見直しの最大のポイントは、市民要望の最も強かった駅前での乗り継ぎの課題を改善をするため、新たに乗り継ぎなしの東西回り、いわゆる8の字路線を1時間に1便設けたことにあります。また、利便性を確保するため、西回り単独運行便を半数程度継続し、西回り区間は30分に1便、東回り区間は1時間に1便のパターンダイヤとし、さきに開催をいたしました名寄市地域公共交通活性化協議会におきまして確認をいただきましたので、12月20日の見直しに向けまして現在準備を進めているところであります。

また、市民への周知につきましては、概要版のチラシを12月広報と同時に全戸配布をさせていただいておりまして、限られた時間の中で引き続きバスの車内、新聞、FMラジオ、ホームページ等を通じまして情報提供を図るとともに、緊急雇用創出推進事業を活用したバスアテンダントの配置によりまして高齢者を直接案内をするなど、きめ細やかな利用案内にも配慮してまいりたいと考えております。

次に、利用促進と交通弱者への対策についてであります。今回の見直しでは東西回りの新設やダイヤの見直しによるパターンダイヤ化、JRやほかのバス路線との接続改善による利便性の向上が一定の利用促進につながるものと考えております。このほかにも東西の行き来には、現状利用料

金150円に乗り継ぎ料金50円を加えた200円が必要でありますけれども、今回の見直しでは東西回り乗り継ぎを含め一律150円の料金設定としたほか、バス路線やダイヤ等をパソコンやスマートフォンから手軽に検索できるインターネットサイト、タッチdeマップの開設によりまして若者への利用促進策も講じております。さらには、今月1日から来月2月16日までの約2カ月半、バス路線沿線の商店と連携をしましてバスに乗ってお買い得キャンペーンを実施をしております、今後もさまざまなイベント等とあわせた利用促進策を展開をしてみたいと考えております。

次に、大項目の4、名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金につきまして、利用者の負担のあり方についてであります。本事業につきましては平成21年度より現在の運行委託業務が行われておりますが、この間の単価契約につきましては委託事業者による企業努力によりまして、業務開始以降平成24年度まで4年間据え置かれてまいりました。しかし、近年の燃料単価の高騰などによりまして本年度見直しが行われましたが、利用者負担の周知が遅くなり、利用団体より不利益が生じるとの指摘を受け、今年度につきましては利用者負担を据え置くとしたところであります。御質問の平成25年度における契約金額につきましては、昨年度に比べ時間単価で1,000円の上昇となっており、1時間単価が8,000円から9,000円、3時間までの最低料金が2万4,000円から2万7,000円に、半日が3万2,000円から3万6,000円に、1日が6万円から6万8,000円とそれぞれ見直しとなっております。また、市の差額負担分ではありますが、10月末現在であります。社会福祉関係が約14万円、社会教育関係が約13万円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私からは、大項目の2、市道の除排雪について、小項目の1、生

活道路の対応についてお答えをいたします。

平成25年度の除排雪につきましては、昨年の大雪による経験に基づき、今後の除排雪事業の見直しを春から進めてまいりました。今冬から交通の確保を第一に考え、道路ごとに除雪幅員の設定を行い、その中で道路の種類を重要幹線道路、幹線道路、生活道路の3種類に分類して、今年度は試行で進めてまいりますが、重要幹線道路と幹線道路につきましてはカット排雪や積み上げ除雪により幅員の確保を行い、生活道路につきましては除雪により幅員の確保を行うことで冬期間における安心、安全な生活道路を確保してみたいと思っております。

また、重要幹線、幹線道路を常に高質な除排雪で交通確保を行い、雪堆積場の新設により排雪ダンプの往復時間の短縮が図られるため、生活道路への排雪作業や大雪に対する対応をスムーズに進めることができると考えております。

なお、パトロールや除雪業者からの情報により、幅員が確保できなく危険である場合につきましては、直営により可能な限り対応したいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） それぞれ御答弁をいただきました。質問した順番で再質問をしていきたいというふうに思います。

まず、コミュニティバスの関係です。900人に及ぶ皆さんの意見を聞きながら今回の見直し案をまとめたということで、そういう意味では聞き取り、それから地域での意見懇談会、いろいろされた中でしっかりと分析をして、今回の見直し案になったというふうに私も思っています。そういう意味では、その点について評価をさせていただきたいというふうに思います。さらに、今回の見直しだけではなくて、今後のこれからの課題、そういったものも含めて整理をされているということも資料を見て読み取れますし、今後の対策、し

っかりできているなというふうに思うところがあります。緊急雇用の事業が使えたということもあったと思いますけれども、意見懇談会でのしっかりした取り組みがこういう形になったのだというふうに思います。とりわけ乗り継ぎの解消ということで、多くの市民の皆さんからそういう要望があったということでそういう形になったというふうに思います。

ただ、この12月にとりあえずこの間のまとめとして見直しの運行をするということでもありますけれども、実証運行自体は27年3月までという期間があるというふうに……ですよね。それで、先ほど言いましたこの先の課題も一定整理されていますけれども、27年3月までは実証運行ということでもありますので、その後の事業者の引き継ぎのこともあると思います。そのことも含めた検証、見直しということも必要だというふうに思いますけれども、その辺の考えについて教えていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今後の見直しということでもありますけれども、今回の見直しは第一弾の見直しというふうに考えております。今回さまざまな調査をさせていただいておりましたが、それを最初に一番大きな課題として捉えたのがいわゆる8の字、乗り継ぎがないような運行体制ということでありまして、まずはそのことを最大の課題として今回取り組みを行ってまいりたいというふうに考えておりますけれども、これ以外にも実は新たな路線の要望というのをいただいております。特に大橋地区の部分につきましても要望いただいております。路線の変更につきましては、認可が絡みまして、最低でも3カ月程度かかるということでありまして、実は今回の見直しには間に合わなかったということでもあります。これから先もまだ実証運行続きますので、こうした課題につきましてもどこかの時点でしっかり織り込むということは考えておりまして、おおむね路線の変更

の案につきましては私どものほうでも少し練っている部分がございます、おおむね認可の関係で3カ月程度かかるということもありますので、これにつきましては4月以降もう一段の見直しも可能かなというふうにも考えておりまして、まずこのところはできるだけ柔軟な形で実証運行をしまいたいというふうに考えております。

それで、現在当面の計画として実証の運行の期間が27年3月までということでありましたけれども、実はこの計画期間の考え方につきましては駅前から新しくできる市民ホールまで、1つにぎわいを創出するというのも大きな課題としてありましたので、今回市民ホールが若干完成がずれるということもありまして、ここのところは新たに市民ホールに向けてのコミュニティバスのかかわりについてもしっかり検証する必要があるだろうというような判断をしております、これは今後国とのすり合わせが少し必要になってきますけれども、事業期間につきましてももう一年程度延ばせないかなというふうにもちょっと考えておりまして、これにつきましては随時国のほうと検討させていただければというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 既に次の改善というか、そういうことも見据えているようでありますし、事業年度の拡大も含めてということでお話であります。市民ホールまでのルートも検証というか、そういうことも考えていくということのお話でしたので、今回の見直しで一番よかったというか、大事だったのは、どれだけ多くの人たちの意見を聞きながら、机上の話ではなくてしっかり利用者の立場に立った見直しができるかということだったと思うのです。そういう意味では、本当に多くの皆さんの意見をしっかり分析をされて、この先を見据えてという形になっているのだというふうに思いますので、事業期間延長するに当たってもそういった手法をとりながら、最終的に利用される皆さんのための足になるように、ぜひ取り組み

をしていただきたいというふうに思います。

そういう観点でもう一点、利用促進ということがこの後もう一つの課題であるというふうに思います。今回は、乗り継ぎも含めて150円に据え置きというか、150円に統一しましたということが1つあるというふうに思いますけれども、やはりふだん利用する人から、利用促進策としては先ほどありましたキャンペーンとか、そういうことも一時的にはすごく必要なものだというふうに思いますけれども、事日常的に利用する人にとってはやはり利用金額が決め手なのだというふうに思うのです。今回150円ということでありましたけれども、日常的に利用する人、あるいは初めて乗る人、それから市外から来てコミュニティバスあるのだなということで利用してみようと思う人たちが利用しやすい、そういうことを考えたときに、150円ではなくてワンコイン、100円というのもありかなというふうに思うのです。私たちが例えば視察や研修でほかのまちに行ったとき、駅前から含めてコミュニティバス走っているのよく見ますけれども、そこそこによりますけれども、ワンコインであったり、それなら乗ってというふうな感じのところも随分実際にあります。そういう意味では、1つワンコインという考えがないのか。

それから、実際にバスを利用する人は車のない方、それからそういう意味ではバスしか利用する交通機関がない方、特に高齢者であったり、妊産婦であったり、運転免許を返上した人、そういった人たちになっていくのだというふうに思います。障害のある方については、そういうふうに割引制度というのはありますけれども、そういう人たちに対する割引制度や無料パスのそういった制度についてのお考えはないか、これについて前回の質問の中でも担当のところからは返事いただいていますので、市長としてどういうふうにお考え、市長のお考えがどうなのかというのを少しお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） コミュニティバスの利用促進について、ワンコインでありますとか、高齢者、妊産婦、運転免許自主返納者等々今具体的な数々の提案をいただきました。先ほどからお話していますが、今回の見直しに当たっては公共交通利用状況調査、地域懇談会、約900人から直接御意見を伺っているということです。路線、ダイヤについての御意見を本当に多くいただいたのでございますけれども、利用料金にかかわる御意見は一切なかったというふうに聞いています。加えて先ほど来お話しのとおり、この事業は終了するとその後実証運行後のバス事業者への移行ということ、これがありまして、これを考慮する必要もあるということで、今回当然路線の見直しということもあったので、効果のことも含めてたくさん一度にいっぱい薬を飲むと何が効いたのかわからぬということになりますから、一律今回は150円の利用料金とさせていただいたということがあります。

加えてさまざまな高齢者だとか妊産婦、いろんな方の利用者、これの割引、無料パス等という考え方は、それぞれの受益者の負担、あるいは利用者の公平性の問題ということもしっかりと検証しながら進めていかなければならぬ問題なのだろうというふうに思います。いずれにしても、今貴重な御提言いただきましたので、今後も見直しを図っていくという予定でありますから、今のいただいた御意見も踏まえて、公共交通の活性化の専門部会の中でも非常に御議論いただいているということでもありますけれども、そうした皆さんとの御議論もしっかりとしながら、次期の第2弾の見直しもあるということでもありますので、その中で今のいただいた御提言を必要性検討してまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今回の聞き取りという



か、いろんな意見の中で、実際にはお金の話なかったということで話ありました。見直しという中でそういうのが出てきてもいいのかなというふうに思いますけれども、とりわけ路線というか、乗り継ぎなり、そういった不便さを解消ということで、皆さんそういう意味では意見を出していただけたのだというふうに思います。利用するほうからすると、安いほうがいいという話は変な話ですけれども、お金を出すに当たってポケットから150円、100円、どちらがといえばやはり100円を出してという形がそういう意味では簡単というか、ではバスに乗ってみようかということも含めてなるのではないかとこのように思うものですから、その点についてはぜひ次回の見直しに向けて検討、研究ではなくて、しっかり1つ塀を跳び越えて、ジャンプしていただいて、取り組みをしていただきたいというふうに思っています。例えばワンコインもやります、いろんな人たちの割引や無料バスもやります、全部一遍にはきつと、できればですけれども、お金のこともありますし、先ほどありました事業者への引き継ぎのときのそういった負担のあり方も含めていくと難しいのかもしれませんが、ただ、どうすれば一番今まで乗っていなかった人も乗ってくれるのか。今回のアンケートの中でも車がなくなったら乗るわとか、乗り継ぎがなくなったら乗るわとか、やっぱりそういう意見が実際にありました。だから、そういうことも含めて、これが100円になったら乗るわなのかもしれないのですよ。そうしたら、そういう人たちにきちっとアピールできれば、ふだん車があってもやっぱり少しバスを使ってみようというふうになるのではないかとこのように思いますので、そういったことについて市長はどうですか。市長もそういうふうに思いますか。ぜひ。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） さまざまな議論を聞いて今回こういうことになっているということでありますから、今議員も恐らくたくさんの方の市民の皆さ

んの意見をお聞きになってきょうこうした御提言もいただいているというふうに思いますので、ぜひこの提言も踏まえて検討部会の中でしっかりと見直しを検討してまいりたいというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） ぜひ一人でも多くの人に乗っていただけるような、そして公共交通を絶やさない形で続けていっていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、除雪の関係です。生活道路の関係ですけれども、除雪により幅員の確保をしていくということが生活道路の関係でいえば大きな変化ということなのかもしれません。そこで、排雪全体の生活道路の占める割合というのは何%になるか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 排雪対象となる重要幹線、幹線道路と、それから生活道路につきましては、総体の排雪延長が145.1キロございます。重要幹線、幹線道路につきましては41.4キロで、28.5%の割合であります。生活道路につきましては103.7キロで、71.5%ということでございますけれども、1回の排雪費用、これ幹線、重要幹線では約1,500万円ぐらいであります。生活道路につきましては、1回の排雪金額、これは約1億1,300万円になります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今割合のほうを教えてくださいました。あわせて排雪の金額も教えてくださいました。生活道路1回やると1億1,300万円。今年度の取り組みの中でも生活道路の排雪は1回ということになります。1回でこれぐらいかかる。重要幹線、幹線については1回で1,500万円。この大きな差があるというのは、先ほど延長の部分もあると思いますけれども、具体的な違いをちょっと教えてくださいましたか。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 確かに延長もあ

りますけれども、重要幹線、幹線道路につきましてはほとんどが除雪機械が貸与の機械になってございます。生活道路の排雪につきましては、業者が持っている機械で対応しています。これは、北海道の単価を使用させていただいておりますけれども、その差が約3倍ぐらい違ってございます。それによるこの差額であります。これは、今言っている数字につきましては1回でありますけれども、これを延長キロ単価に直しますと重要幹線、幹線でキロ36万2,000円、生活道路ではキロ当たり109万円、約3倍ぐらい違ってございます。ただ、これも貸与する機械によって3倍も全てが3倍ではなくて3倍以上になる場合もありますし、3倍以下になる場合もあります。今回のものにつきましては約3倍違ったと、そういうことであります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 今回重要幹線、幹線については、大きな変更、排雪回数を大幅にふやすということでありまして。ただ、実際に生活をしている市民の皆さん、生活道路71.5%、4分の3の7割を超える人たちが生活道路のところに住んでいる。その皆さんにとってやはり幹線の道路の確保も重要ですけども、実際には家の周りの状況、それがどういうふうに変ったかということがそういう意味では大事なことなのだというふうに思います。家の周りに雪がなくなるということ、そういう意味では解かしたりできればいいですけども、そういうこともなかなかないですし、やはり排雪という形になるのだというふうに思います。その中でことしの除排雪は、雪の状況にもよるとは思いますけれども、除排雪の姿が変わったのだな、そういうことを実感をしてもらうためには、排雪のことについて少し具体的に言うとやっぱり生活道路の排雪について手を入れていくことが必要ではないかというふうに思います。1回しかやらないということではなくて、今回の議会の初日にもありましたけれども、熊谷議員のほうか

らあった排雪1.5回とか、それを具体的にどういう形にするのかというのは研究したりすることが必要だというふうに思いますけれども、そういうことがあるとすれば、1回来たからもう来ないし、この冬も大変だなということではなくて、必要に応じてどこをちよすかというのはあるかもしれませんが、市民の皆さんも少し安心感が違うのではないかというふうに、市がやっている除排雪の体制が変わってよかったねということを実感できるのではないかというふうに思います。

また、排雪ダンプの助成についても、今回は一般分でも4,400台の予算化だというふうに思います。去年はもっと多くて、実際に金額的にも1,600万円ぐらいかかっていたのだというふうに。ことしの予算980万円、600万円以上の、予算上のあれですけども、大きな差があります。そういう意味では、排雪自体の回数をふやすということと、もう一つは排雪ダンプ助成の増額をすることによって、当初は家のところにためておいてください。だけれども、たまったら捨ててください。それには市のほうも助成をしますという形で、今は回数も制限なくしましたよね。そういう意味では、それで利用が多くなったというふうに思いますし、さらにそれでダンプの助成の増額を2,000円から例えば3,000円、1,000円上げたりすることによってダンプの利用がふえれば、その分最終的には市としても排雪をする量が少なくなっていく。金額的に変わるかというのはありますけれども、それにもつながっていくのだというふうに思います。そういう意味でそういう取り組み、考えがあるのかないのかお考えをお聞きしたいというふうに思います。

あわせてもう一つ、名寄市市道及び私道除排雪助成事業というのがありますよね。大体商店街のところの方が実際に利用していたりということであると思いますけれども、そういったものについて、例えば町内会単位で利用ができたり、金額的なことがちょっとあれですけども、そういうこ

とが可能なかどうか、それも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 今3点ほど御質問をいただきました。まず、生活道路の排雪の回数でありますけれども、シーズン1回ということでこれまで進めてきております。25年度も原則は1回ということで進めているということで、これまでまちづくり懇談会の中でもお話をさせていただきましたけれども、近年やっぱり排雪の回数の増の要望が確かに多い状況でございます。しかしながら、近年の生活道路の排雪は市内にある除雪業者の機械力によりますと最大で3セット、通常で2セットという体制で実は行ってございまして、生活の排雪につきましては40日から45日、昨年は3セットでも45日くらいかかった状況でございます。降雪量や排雪の深さにもよりますけれども、例年では1月中旬から始めて2月の下旬、量によっては3月の初めまで排雪を行っていることもございます。2回目の排雪は、先ほども言いましたけれども、降雪状況にもよりますけれども、雪解けの時期に入ってしまうということもございます。生活道路につきましては、シーズン1回ということで、基本は1回の排雪ということで市民の皆さんにこれまで御理解をいただいていたところでありまして、しかしながら、近年の温暖化などによりまして異常気象が発生してございます。当初一等最初に行った生活道路の排雪にあつては、2回目の排雪を昨年なんかも実は行ってございませぬ。そういったことで原則は1回でありますけれども、降雪状況によっては昨年も2回目に入っておりますし、その前の年にも実は入っております。ただ、1.5回となりますと、今103キロを45日間かけてやります。ただ、45日間は単純に45日間ではなくて、その中に業者さんの休みの日が入りますので、時期的にはもっと多分かかると思います。それに1.5ですから、約50キロになりますと、単純に割り返すと20日間ぐらい逆にふ

えると。そうしますと、2カ月ぐらいの排雪の期間になってしまうので、まず雪がない状況になるのと、もう一点は機械力と人がいないということでもあります。ことしも3セット、それ以上にできないかということで協議をやってまいりましたけれども、そこは早急には難しいという判断で、それですべきということではありませんけれども、今回いろいろ模索して考えたのが幹線道路をとりあえずは広くとろうと。生活道路は、これまで排雪するときにはまた幹線道路に雪が積もっていて、ダンプルートがどうしても狭くなります。そうすると、幹線道路のほうに1セット、どうしても排雪になりませぬ。そうすると、生活道路が2セット、幹線が終わったら1セット回して3セット、そういう状況の中でこれまでやってきた状況であります。それを何とか少しでも、一日でも二日でも早くしろということで、今回幹線についてはまめに排雪回数をふやそうと。そして、生活道路を一日でも二日でも早く終わらそうということで考えております。それは、ことしから試行ということになりますけれども、それがうまくいくと言ったら言葉おかしいのでありますけれども、うまくいったら、逆に言ったら今まで1.05回が1.1回になるかもしれませんし、1.2回になるかもしれません。そんなことも模索しながら今回考えたのであります。そういうことで御理解をいただければと思います。

それと、助成ダンプの関係でございませぬ。助成ダンプにつきましては、これも率直に言いますと需要に対して供給が合わないというのが去年実は事例がありました。要するに昨年は今助成しているダンプ台数が非常に足りないということになりました。これは、大雪によるものもありますけれども、実は生活道路のほうに使っているということもありまして、重なった状況の中では要するにダンプ台数が足りないということで、前回は熊谷議員のほうからお話ありました足りない分については、4トンダンプだとかそれ以下のダンプで去

年は皆さん対応していただいたということなのですけれども、4トンダンプにつきましてちょっといろいろ調べましたら、お金を取れる4トントラックとお金を取れないトラックがあるということが実はわかりました。それは、運送法の中で調べましたけれども、そういったことも含めると個人で持っているトラックがどれだけあるかということをもまずは調べていかななくてはならないものですから、相当に時間がかかるのかなと思ってございまして、助成のダンプがふえるということでは大変いいことなのでありますけれども、実質業者の部分では非常に機械力もないということで、難しいということもございますので、できれば当面は現行のままで対応させていただきまして、将来的には10トンダンプ以下も含めてどういう対応をしていくのかということも含めて検証、また課題になっていくのではないかと考えてございます。

あともう一点は、私道の除雪と市道の排雪ということでございます。これは、先ほど議員も言いましたけれども、私道の除雪につきましては実は1件で、栄町の自衛隊官舎のところは1件ございます。あと、市道の排雪につきましては、5丁目とか大通、あとは商店街の関係でやっておりまして、50%の支援をしている状況でございます。そんなことでこれらも対応しておりますけれども、これが実質的に今度は本当に市道の中でどう対応していくかというのはこれからの課題になろうかと思っております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 詳しくお話をしていただいたので、そうかなというのはありますけれども、やはり市民の皆さんにとっては家の周りの雪がどれだけなくなるかということをも求めているのだと思います。それで、そういう意味ではそれは不満であったり、そういう形になって直接言ったり、例えば会議の中で話が出てくるのだというふ

うに思います。そこは、先ほどありましたように1.0が1.1や1.2目指しているというのわかりますけれども、そこを具体的にしていくということを次の中では明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、ダンプも機械力という話もありましたけれども、皆さんにやはり少し負担をしていただくけれども、雪どんどん投げてくださいという話、結果的にそれが回っていけば市の負担も減っていくというふうになるというふうに私は思うので、そういった具体の施策を打ちながら、今回打っているのもありますけれども、お金もかけていただいて、少し改善をしていただきたいとします。去年は、2億5,000万円ほど除雪にかかったのだと思います。ことしの当座の予算は4億円程度です。実は、毎年決算のときに不用額大体2%ぐらい、これは皆さんが予算化されているもの、何とか使わずに済んで残っているのが2%あるのだというふうに思います。そういうもの4億円ぐらいあるのです。だから、お金のほうはそういう意味では少しやりくりしようと思えばできるのではないかと。それが直接皆さんの実感につながれば、私はぜひすぐ手をつけるべきだというふうに思いますけれども、それについて市長はどうお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 不用額でということのお話ありましたけれども、当初予算ではあらかじめ足りない部分を財政調整基金を取り崩してやっていって、これは当然不用額もある程度見越した中でということでの調整ということですから、そこを使ってという理屈にはなかなかならないのかなと。その中でもっとたくさん予算つけて満足にやっていくべきだというお話は受けとめさせていただきますが、先ほど来長内部部長がお話を熱く語ったように、なかなか今現状でのマンパワーと機材と、そしていろんな雪堆積場も今回新たに設置する中で、今できることで、走れることでという

ことの中で新たな除雪方法も試行してまいるとい  
うことであります。少しでも前倒しをして、でき  
るだけ生活排雪道路もたくさん除雪をできるよ  
うな試みをしていくということでもあります。ぜひ御  
理解をいただきながら、これでパーフェクトだ  
とも思えないし、雪の状況にもよるのだというふう  
に思いますので、これらも含めて結果をまた分析  
研究をしながら、さらに市民の皆さんの御意見も  
聞きながら、時間かかるかもしれませんが、除排  
雪事業をさらにしっかりと市民の皆さんが満足  
できるように邁進をしていきたいというふうに思  
っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 除雪に随分時間をと  
りました。余り時間がかかってはいけないのだ  
というふうに思います。ここは、やっぱりスピー  
ド感を持って具体の皆さんの要望に応じていく。  
原課のほうもそういう意味では、すごく今回考  
えながら大きな変更をしていったのだという  
ふうに思いますから、その点をぜひ次回の改  
善の中で変わっていくということが実感でき  
るようにしていただければというふうに思  
います。

次に、地域振興の関係ですけれども、午前中  
の駒津議員、それから先ほどの山口議員から  
もあれでしたので、少し重なりますけれども、  
商店街の出店の関係です。北地区、東地区  
からそれぞれ地域の要望というような形で  
出ていました。具体的にどうやったらお  
店を出せるということについては、誰が  
やっても難しい。現状の中では難しいの  
かもしれません。ただ、私が考えるのは、  
先ほどちょっとありました営業戦略室の  
ところで制度を持っていて、相談を受け  
たり、商工会議所との連携をとる。それ  
は普通のことだと思うのです。ではなく  
て、営業戦略室がいわゆるそういう制度  
をやはり持ち出して、例えば直接当た  
るとか、そういう役割を担ってもいい  
のではないかとこのように思うのです。  
イベントやああいふ形での業務も  
含めてあるから、時間的に大変かもし  
れませんけ

れども、それだけが仕事ではなくて、  
そういった地域の要望に応える、  
そういった施策を自分たちの  
ところで、そういう意味ではあります  
から、それをどういうふうに活用  
していくか、そういうふうな動き、  
働きをしてもらうようにするのが  
市長の役目では、使命ではないか  
というふうに思いますし、  
そういうための営業戦略室では  
ないかというふうに思いますけ  
れども、その点についてはど  
うですか。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 可能性のあるところ  
に1件1件というのは、どんなよ  
うな効果が、ちょっとどうい  
うところに行ったらいいのか  
というのがなかなか見えにく  
いところがあると思います。  
その中で商工会議所さん、  
商工会さんは、そうした情  
報をしっかりと多分持っている  
のだというふうに思います。  
その中でしっかりと連携し  
ながら、そうした効果的な  
動きをしていきたいという  
ことでございます。今持  
っている施策あるいは振興  
条例等も見直していくとい  
うこともしますけれども、  
それも発信をしていくとい  
うことは当然議員おっしゃ  
るとおり大事だというふう  
に思いますので、より効果  
的にそうしたことを発信、  
発揮できるように、商工  
会、商工会議所さんとさら  
に連携をしてやっていく  
というお話でありますので、  
ぜひ御理解をいただきたい  
と思います。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 私自身は、もう  
一歩進んで、営業戦略室自  
体が実際に直接当たったり  
してもいいと思うのです。  
それで、それがそのまま  
つながるかどうかというの  
はあるけれども、連携を  
しながら、あわせてそう  
いうことをしてもいいか  
というふうに思いますので、  
そういう取り組みもして  
いただければというふう  
に思います。

もう一点、学童保育の  
関係です。理想的な形は  
各校区ごとにとこの間  
ずっと言われているとい  
うふうに思います。ただ、  
具体的にそれが進んで  
いるかという、というふう  
にはなっ

ていません。従前どおり、市が公設である分、それから民間のある分ということから一歩も進んでいないのです。結局今回の東の地区での話でも出たように、やはりそういったお子さんを抱えている人からすれば、何とかならないのということです。それは、市も直接この場においてあそこで発言した人のお話も聞かれていて、内情もわかったのではないかというふうに思いますけれども、そこでやはり放課後の居場所の確保ということでしょうから、何らかの形で具体的に少し手をつけるべきだというふうに思います。そういう意味では、公設の児童クラブとか、そういうのがあればベストですけども、そうでないとなれば簡易の児童館、ミニ児童館みたいなこととか、例えば空き家を活用してのそういったミニ児童館、子供大体2時半ぐらいから、例えば5時なら5時、5時半ぐらいまでそこにいてもらって、誰か1人指導者の方というか、がいれば、その間は安心してそこにいることができる、そういったことにはちょっとなるのではないかというふうに思います。市だけでそういうことを取り組むのではなくて、そういうことをやってくれる民間の、事業としてやれるかどうかというのがありますけれども、協力をしてくれる人がいないとか、もう一つは、これ地域としても大きな課題だというふうに思うのです。そうだとすると、地域連絡協議会、東の校区にあります。例えばそういうところに働きかけをして協力をしてもらおう。例えば時間のある方にその時間いてもらったり、当然それに必要な安全の確保とか、そういうこともあるかと思えますけれども、そういったことを少し手がけてもいいのではないかというふうに思います。連絡協議会にもしやってもらおうとすれば、それに必要なお金やそういった設備については一定の整備が必要なのかもしれませんが、新たに新しいものを建ててしっかり整備をするということではなくていいわけですから、そこは少し手がつくのではないかと。そういった少し具体の施策を協議、研究ではなくて、

していく時期にもう来ているのだというふうに思いますけれども、今のそういった手法も含めて市長、どうお考えでしょうか。

---

○議長（黒井 徹議員） ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

---

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 東地区におきまして、特に放課後学童、児童クラブの問題、私も個別に御提言もいただいています、痛いほどわかっているつもりであります。東地区だけでなく、学童に関しては先ほど山口議員の中で鈴木部長も答弁をいたしました、名寄市全域でそれぞれの運営形態がばらばらになっていると。このことがやはり全市的問題と捉えています。その中で今平成27年4月に向けて子ども・子育て支援新制度施行されることが予定されていると。それに伴ってことし11月に名寄市では子ども・子育て会議を設立しました。現在きめ細かなニーズ調査を行って、この中でもまだ全部取りまとめてはいませんが、非常に建設的に、また切実な御提言もいただいています。近年近所づき合いも含めて核家族化だとか、働く親がふえてきているだとか、さまざまな環境も変わってきているといった中で、特に子供の放課後の居場所確保というのは抜本的に見直しをしなければならぬ時期に来ているというふうに認識はして、ぜひ今どうするという具体的な政策ちょっとお話できませんけれども、しっかりと横断的に内部協議して、そんなに遠くない、近い時期に解決ができるようにやってまいりたいという覚悟でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 奥村議員。

○2番（奥村英俊議員） 制度的なものも含めて国の動向もあるということで、ただ、今あったように27年とか、少し先なのですよね。そういう意味では、それまでの間どうするというのもこ

それはやっぱり必要なことだというふうに思います。そういう意味では、お金をかけないでできることってあるのかなというか、それと地域との連携も含めてできることがあるのではないかという、私はそういうふうに思って先ほど話ししましたので、ぜひそういったことを具体的に検討、実施をしていただければというふうに思います。

最後になりますけれども、時間が余りないので、従前の福祉バス、生涯学習バス、それが変わって名寄市福祉及び社会教育関係団体の活動推進補助金ということで、バスの利用についての補助をしているということになっています。業者の方のほうの金額というか、単価が上がってくるのは、これは今燃料が上がってたり、例えば維持管理も含めてそういうのはしょうがないというか、あるのだというふうに思います。ただ、当時無料だったものがこういうふうに制度を変えて一定の負担をしていただく、そういう形になったと思いますけれども、そのときにこうした値上げがやっぱりあるのだということを話しながら負担の話をしてきたのかなというのがあります。当然あるのだというふうに理解してくれて負担ももう決まっていればいいですけども、そうでないとするとやはりこういった値上げについては、利用者の方の割合はそのままですけれども、具体の金額は契約上で変わってくるということだとすると、上がるたびに、そういう議論があるたびに上がっていくということではなくて、これは一定のルールというか、あるべきだというふうに思うのです。今年度も周知がおくれて据え置きということになりましたけれども、そういうことではなくて、例えば5年間は据え置いて、その間に状況が変わっていった、それまで業者の方に協力や努力をしていただくことになるかもしれませんが、あるいは市がそういったものについて負担をする。そういったことで実際の利用者にとっては5年間は据え置き、その後例えば値上がりがあるとすればそこに向けての議論、それも当然5年たったから値上

がりではないわけですから、そういった議論をしっかりした上で理解をしてもらって、値上げがあるとすれば了承してもらえるかどうか、そういうふうなことをすべきだというふうに思いますけれども、そのことをお伺いして、もう時間がないようなので、それについてお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） こうした行政サービスにつきましては、これまでも私も受益と負担という基本的な原則がございまして、こうした市民負担の公平性の観点から、さまざまな施策、料金体系をまとめさせていただいているというような状況があります。当然利用する市民、それから利用されない市民、そうした市民の皆さんがおりまして、利用しない市民の皆さんが税金として負担していただく部分がいわゆる公費の負担という部分になるわけでありまして、一方、当然利用される皆さんが負担するのが受益者の負担ということであります。これ当然負担する方がいて、一方、乗らないけれども、要するに利用しないけれども、やっぱり税金として負担される方がおりますので、受益と負担の考え方をしっかり理解をいただくということが1つ前提になるだろうというふうに考えております。こうした考え方につきましては、しっかり市民の皆さんの理解をいただきながら、改めて負担のあり方についても検討をしていくという必要があろうかと思っておりますので、今議員御提言の例えば5年というお話もちょっといただきましたので、今後の利用者負担のあり方含めてさまざまな形で検討する機会はこれからございまして、そうした御意見も1つ参考にさせていただきながら検討はさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で奥村英俊議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。  
御苦労さまでした。

---

散会 午後 5時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 佐 藤 靖